

業用施設について、特にその復旧事業費の負担が一定の限度を超える場合に、その超える部分の一定部分について全額を国から補助することになつて、政府は、この一定部分の額につき政令を改正するに当つては、その基準を十五万円以内とすべきである。

これが衆議院の農林委員会における決議の全文でございます。

右決議する。

以上の通りでございまして、何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。(速記中止)

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

○委員長(江田三郎君) 蘿糸価格安定法の一部を改正する法律案を議題にいたしました。本法律案につきましては後刻農林大臣の出席を得て質疑を行うことにいたしたいと存じます、なお、事務当局に対して御質疑の向きは、ございました。

○森八三一君 大だいま議題になりましたが、さらに一、二点お伺いをいたしたいと思います。一つは、十二条の二の規定によりまして、政府が保有する蘿糸を売り渡す場合に、時価に悪影響を及ぼさない方法によつてやると、こううるのであります。抽象的にはよく理解をいたしますが、具体的に蘿糸の時価に悪影響を及ぼさないという意味はどういう内容

を持つものであるか、その点について業団体において、その蘿糸が全額の金利、倉庫等の補助金があつても、なおかつうまく売れないという時期に、政府に持つてくるわけですから、政府もうかつに売ればやはり蘿糸を落すという危険がございます。それで、もし蘿糸で売りますれば、これは数量であるとか時期であるとか、そういうような点について相当制限を加えた売り方でないと、できるだけ制限を加えながら売る、こういうことにならうかと思います。先ほど申し上げましたように、農業団体でもうまく売れない、こういう時期でございまますから、それがむずかしい場合には委託加工であるとか、あるいは糸との交換であるとかという方法によつて、まあとにかく処置をするつもりでおります。もし蘿糸で売らなければならぬといふ状況であります。もし蘿糸で売らなければなりません。それは年年の状況によって大体の価格といふものが一等地

う場合に、その時価に悪影響を及ぼさないということだけでは、蘿糸価格安定法の趣旨を達成するわけには參りかない、こう思うのであります。今の倉庫等の補助金がついても、なおかつうまく売れないという時期に、政府に持つておられる生産費云々という問題には関連がないように、数量であるとか、放出をする場所を考えるということであつて、必ずしも蘿糸価格安定法に求めておられる生産費云々という問題には関連がないように、数値であるとか、放出をする場所を考えるということであつて、必ずしも蘿糸価格協定法に求めておられる生産費から考えておられる生産費云々といふ状況には関連がない御発言であったと思ひますが、そういう点は一体どう処置されるのか、重ねてお伺いいたします。

○政府委員(塩見友之助君) この時価と申しますのは、やはりその年の状況によりまして、まあ蘿糸価格協定等によつて大体の価格といふものが一地

帶別に幾らかの変異はございますが、

ございまますから、そのままにかく処置

を加えながら十分考慮して売つて参

る、こういうことでございます。

○森八三一君 大だいまの御説明でま

るとか場所であるとかを、それを制限

を加えながら十分考慮して売つて参

る、こういうことでござります。

○森八三一君 大だいまの御説明でま

るとか場所であるとかを、それを制限

を加えながら十分考慮して売つて参

る、こういうことでござります。

○政府委員(塩見友之助君) この規定

がない結果が、このことによってむし

が蘿糸を買いましてから相当期間がござ

いますれば、あるいは蘿糸の値上がりとい

うふうなこともございまして、時価に

影響なしに売り渡すようなチャансが

あるかと思いますが、農業団体ができる

だけ努力をして売ろうと、こうやつ

て、うまく売れなくて政府へ持ち込ん

だといふうな場合でございまする

ことと解釈がいたしかねるのであります

が、蘿糸の時価といふものは、必ず蘿糸

価格安定法の基礎となりまする政令で

あるわけなのであります

が、まあ大半ではないかと、どう考え

まして、そういうふうな規定を入れて

おるわけなのであります

まするが、まあはつきりと、その以上
のときでなければ売らないというよう
なことは、今のところは考えておらな
いわけですけれども、そういうふうな
売り方よりも、むしろ繭の方も政府の
手に入りましたときには、かなり期間
も経つてありまするし、品質の低下等
も考慮されるときになつて、政府が農
業団体から買つて、こういうことにな
りまするといふことは私は言えると思いま
す。というは、養蚕者団体が保管をし
ておしましても売れませんので、政府
も經營されるとところをお考
えます。そういうふうな場合は委託
加工をやる。政府が必要な糸を持つ
いうふうな方法が主体となる、こう思
われるわけです。何も生産の意欲をそ
うような繭の売り方はやらない、そ
ういう場合は委託加工といふふうな方式
でやる方がいいのではないかと、こう
考えております。そういうふうな点に
ついて、繭をもし売るということにな
りますれば、御指摘のような事態では
やはり農業団体等の意見も十分聞きま
した上で、それで売つてはまずいとい
う事態であれば、これは委託加工をや
る、こういう形の方がチャンスは多い
のではないかと、こう考えます。

○森八三一君 十二条の二は、お話を
よう行政的な措置として養蚕団体な
り、その他農民団体の意見を聞いてお
やりになるといふこともあり得るとは
思いますが、別段法律は必ずしもそれ
を要求していらない。いないのであります
から、今お話をのように、糸の場合に
ははつきり法律上制限をしておる。繭の
場合はその制限がないので、そのと
きの時価によつて、たゞ気持の上では
次々の繭の生産に悪影響を及ぼさないよ
うにといふ氣持の働きはあるにいたし
ましても、法律上の扱いとしてはそ
ういう制限がない。ないから、ときに

よつては時価に悪影響がないといふ法
律の規定を守るというだけで処理をさ
れますと、その次の生産に悪影響があ
るといふことは私は言えると思いま
す。というのは、養蚕者団体が保管をし
ておしましても売れませんので、政府
も經營されるとところをお考
え願いたい。

○政府委員(塩見友之助君) ただいま
の点は実際問題として、ことに御指摘
の通り翌年の繭に対する影響といふも
のは相当考慮しなければならない場合
が多いのでござります。で、そういう
ふうな場合には、繭値がその農家のそ
次の生産費と申しますか、最高、最低
値をきめる場合に計算をいたしました
それが自然の流れのままに下つ
ておりますれば、これは養蚕の全体を
比較検討しなければならぬわけであり
ますが、繭の時価は必ずしもそういう
理論的な思维のみによって生まれてく
ることではなくて、人為的にも作り得る
ことがあります。そこでそういうことは予測しなく
りますけれども、御指摘のようないふうな事
態ではありますから、あまりくどく質問す
るのではなくて、人為的にも作り得る
ことがあります。そこで新らしく
生産される繭の時価を率制するためには、人為的に時価を作成するといふこと
ともあり得る。そして政府の保有繭
の払い下げを要求することが、その時
価によって払い下げられるといふこと
になると、次の繭の販売価格をどうも
のを率制するといふ結果が生まれてく
るので、十二条の二の場合に万が一発
動するであろう繭の売り渡しといふこと
については、九条の二の糸の限度と
同じような限度をこれは考えていくと
趣旨が死んでしまうと思うのであります
。今度の改正趣旨は別といたしまし
て、本法出発当初の制定の趣旨がぐら
りと違つてくることになると思ひますが、
そういうふうに明確にお答えを願うわ
けにいかんものでしようか、重ねて伺
います。

○森八三一君 他に質問者がおるよう
でありますから、あまりくどく質問す
るのではなくて、人為的にも作り得る
ことがあります。そこで新らしく
生産される繭の時価を率制するためには、人為的に時価を作成するといふこと
ともあり得る。そして政府の保有繭
の払い下げを要求することが、その時
価によって払い下げられるといふこと
になると、次の繭の販売価格をどうも
のを率制するといふ結果が生まれてく
るので、十二条の二の場合に万が一発
動するであろう繭の売り渡しといふこと
については、九条の二の糸の限度と
同じような限度をこれは考えていくと
趣旨が死んでしまうと思うのであります
。今度の改正趣旨は別といたしまし
て、本法出発当初の制定の趣旨がぐら
りと違つてくることになると思ひますが、
そういうふうに明確にお答えを願うわ
けにいかんものでしようか、重ねて伺
います。

○森八三一君 ちょっと待つて下さ
ります。そう理解していただけて、こうで
あるなら、局長の方から御発言
を願い、もし私の理解に誤謬があれば
御修正を願うということにお願いいた
したいと思います。

○政府委員(塩見友之助君) よろしう
ござります。そう御理解願つてよろし
うございます。

○森八三一君 今の問題に関連。私は
十二条の二によつて政府が保有し
た繭を売り渡す場合は、形式上存在を
しておる時価といふものに悪影響があ
るなしといふ問題ではなくして、本法
の制定の基礎となつておる繭の生産費と
いうものが基礎になつて、それを割つ
て処分するといふことは、実際問題と
しては起きない。そうでなければ次の
繭の生産に非常な悪影響を招来すると
いうことになりますので、この時価に
悪影響を及ぼさない方法によつて云々
といふことは、次の繭の生産に悪影響
ではない。それは端的に申しますれば、生
産費を割つての処分といふことは存在
しないといふように理解をいたしま
して、そういうふうな御答弁だと了解し
してその問題は一応質問を終ります。

○政府委員(塩見友之助君) これは政
でもよろしいか。「もう一度」と呼ぶ

府が手持ちの場合はかなりの長期間農業団体が保管しておこなりますか

り下つたりする」とあるだらうと思ふ。

あります。

ら、やはり時価と言えば、その年の繩ももう少量しか出回っていないという場合が多いと想ひますが、翌年の繩――

森委員の御指摘になつたその部分の翌年¹の繩に対する影響は相当考慮しなければならない。どう言わされたのだ。それが続いたときには八五%で押えたものがあつた出

ればならない、こう考えますので、また高く高く売れと言つても買い手でくるのですよ。生産費を割つていいですよ。生産費を割つた八五%というも

がないといふ状態のもとで、政府に買入れを農業団体の方は申し込むわけの買い上げていて、それを維持するというところは、それを割らないといふ

でござりますから、やはりその場合に
は委託加工というものが原則になると思
うことにならない。おかしな方法じゃ
ないですか。何か別な方法があるのか。

○清澤俊英君 そうしますと、まだ同
います。
○政府委員 塩見友之助君 農業団体
が保管しまして売れなかつたものを政

しもののかどうか、結んでしよう。なんたはとにかく、こいつが見えやれば、僕が上る。と、う前是こいつが見ゆる。これが、と、う前是こいつが見ゆる。これが、

からそういうことを言われるのだろうと思う。その状態がもしかすると平均的

に続いたら——大体第一回目は生産費のやつと八五%で押えているでしょ」といふことでございまして、それで翌年の繰り越額を生産費で政府が維持すると

う。それがずっと続いていたときはどうするのですか。下らんといふこと

は絶対に言えないでしよう。場合によっては下る場合もあるでしよう。

○政府委員（塩見友之助君）この本法に維持する、こういうわけでございまして、政府の買いました糸の处分は、そ

大体八五%見当のところでござります
り最低賃金は生産性の額を基準として
おおむね年々上昇の傾向でござります
けれども、その一方で、農業生産の効率化
が進んで、生産性が高まると、その分だけ
最低賃金が嵩むことになります。それで、
最低賃金は年々上昇の傾向でござります
けれども、その一方で、農業生産の効率化
が進んで、生産性が高まると、その分だけ
最低賃金が嵩むことになります。

うことでござります。制度的にきちつと維持できるのは最低賃値で、それの上値どれだけをという問題は、それがあとの市況等によりまして、上つたば、それが影響を持つてその賃値を押し下げるといふようなこともあり得るわけですから、そういう場合には委託加工でいくと、どういう趣旨で

発言の一段落ついた点は、その御質問だらうと思っております。その価格だけは、これは最低価格以上でありますれば、市価が安くても、その市価でやればいいじゃないか、こういう性質のものではないところを考えるわけであります。しかしながら、一般の取引価格全体は、この法案としましては、その繭の生産費を常に償う価格で売れるようになりますが、繭でもやはり類似したような状態で、やはり最低と最高と二つの方でも押さえて、最低を割る場合は、政府の方が買う、こういう形をとつておられます。ですが、繭でもやはり類似したような形で最低を割るようなおそれがありますときには、それは政府は補助金を出すなり最後に買上げをするという発動をいたしまして、最低価格を下らないようになります。これはがつちり固めています。すなわち、農民が常に生産費を割らない価格でもって売れるというような形までは本法では考えておりません。すなわち、農民が常に生産費を割らない形では売らない。したがつてお聞きしますが、政府の買いとた繭は、いわゆる生産費というのは当然らしく、こういうことでございます。

○白波瀬米吉君 そのことについて重ねてお聞きしますが、政府の長いことからしながら、政府が繭を長く持つことは困難であるから、その場合には委託加工をして生糸の形にして持つが、しかし繭の形でもいい、最高価格に見合つた価格でなければ繭の形で政府が売るということはしない。こういうことですか。

大体……。

○政府委員(塙見友之助君) あとはその通りです。

○白波瀬米吉君 それから重ねてお聞きしますが、前の乾繭保管をやることになっておる。それがために信用保証協会とかいうものをお作りになる、こういう話を聞いてるんですが、それは一体もしありだなとすればどう

きませんが、前回の乾繭保管をやることになっておる。それがために信用保証協会とかいうものをお作りになる、この協会といふものに一〇数%を加えた額

事をするものであるか、一応お聞かせ願いたい。

○政府委員(塙見友之助君)

農村の方

の関係の信用保証協会は本年度の予算として三千二百万円ほど政府の方で補助することになつておりますが、それ

金を貸す方は中金ないし信連といふことになります。

形でもうて繭の融資されております

が共同保管のときに農家への支払をや

ると、どういふ必要があらうと思いま

す。そのほかの組合製糸とかはスタン

プ手形でもうて払われる繭価以上の

額といふものに一〇数%の分、それを信用保証協

会で保証して普通の融資以上に単価を

上げまして、中金ないし信連の方から

融資してもらうということを考えまし

て、信用保証協会等を考えたのでござ

ります。ですから普通の千二百万円程

度のところ、現在で言いますれば、そ

の程度のところは繭を担保として融資

をしてもらひ、その上にさらだ一〇

数%の融資をする場合、信用保証協会

でそのプラス分のところだけを保証す

るといふふうな形で考えておるわけであ

ります。それから一方スタン

プ手形等で融資されておりますものは

大体その程度になつております。です

から最低繭価と見合いますと、最低繭

価よりも一割何ばかり低いくらいの融資

しかできない。そういうふうに繭価が

押さえられておるような状態のとき

に、農業団体等が乾繭の共同保管をや

るといった場合には、やはり相当の長

期を持ちこたえなければなりませんか

、農民にもなるべく早く……、代金

としましては、委託販売等でございま

すから、全部買取りてしまつといふ

わけではございませんが、まあやはり

最低繭価前後、それに近い金を払いま

せんと、農家の方も現金の非常に必要

なときでございまして、そういう日

のが達しがたいといふ空氣もございま

す。そこで現在中金、信連等が融資しておりますが、あるいはスタンプ手

形でもうて繭の融資されております

が共同保管のときに農家への支払をや

ると、どういふ必要があらうと思いま

す。そのほかの組合製糸とかはスタン

プ手形でもうて払われる繭価以上の

額といふものに一〇数%の分、それを信用保証協

会で保証して普通の融資以上に単価を

上げまして、中金ないし信連の方から

融資してもらうということを考えまし

て、信用保証協会等を考えたのでござ

ります。ですから普通の千二百万円程

度のところ、現在で言いますれば、そ

の程度のところは繭を担保として融資

をしてもらひ、その上にさらだ一〇

数%の融資をする場合、信用保証協会

でそのプラス分のところだけを保証す

るといふふうな形で考えておるわけであ

ります。それから一方スタン

プ手形等で融資されておりますものは

大体関係者と協議しておりますの

は、農業団体の方で政府の補助金以上

くらいのものをやはり信用保証基金と

して出したいたいといふふうな形ですか

ら、七千万円見当には現在なるだろ

うと思ひます。そうすると繭価の大体

一割くらいを信用保証基金で高めた価

格で融資してもらうといふふうなこと

になりますと、やはり七千万円見当

といつしましても、信用保証の倍率を

大体五倍程度と考えますれば、おそらく

三十億見当の繭に相当する部分を保

証できる。ですから七千万円でもし信

用保証の倍率を五倍としますれば保証

される融資は三億五千万円です。繭価

の一割をそれによってあげようと思ひ

となれば、大体三十五億といふこと

になります。一割ちょっとあがつたも

のを普通の融資以上にあげようと思ひ

ますれば三十億に相当するくらいの繭

に対するその部分の、その一割の信

用保証をするわけでござります。

○白波瀬米吉君 大体の構想はわかつ

たのですが、信用保証協会といふもの

で、いわゆる金融機関の融資をしない

部分をその信用保証協会が保証して金

を出すのですか。信用保証協会自体が

部分をその信用保証協会が保証して金

を出すのですか。

○政府委員(塙見友之助君) 政府は三

千二百万円だけを補助いたします。あ

とは農民団体の方で出そうといふふう

な話合いで進めております。

○森八三一君 今のは白波瀬委員の御質問の、信用保証協会の保証手数料といふものは、政府の方で指示されるのか。

○政府委員(塙見友之助君) もし、そうすると信金保証協会といふものは相当なものであります。一夜作りの信用保証協会で、金融機関がそれを信用して金を貸すと

いふことはむずかしいと思うが、その構想はどういうふうになつておられますか。

○政府委員(塙見友之助君) これは公

益法人として発足する建前になつておられますので、定款の主要な部分は政府

認可にかかりますので、手数料の方に

なりますと、認可にはかかるないと

思ひますが、政府の方も半額の補助

金を出しておられます。指導によつてこ

れはできるだけ安く、またこれは安く

ないといふふうな形で考えておるわけであ

ります。そういうふうな形で考えておる

危険もござりますので、まあ共同保

管をやつて一部棚上げしたにもかかわ

らず、繭が集まりにくいくらいのふうな

ございます。そいたしませんと、農

業団体等はどうしてもせつかく共同保

管をやつて一部棚上げしたにもかかわ

らず、繭が集まりにくいくらいのふうな

ございます。

の対象になるのかならないのか、どうですか。

○政府委員(塙見友之助君) 私の方はその保証料も、その経費の中へ入れたい、こう考えておりますが、この部分については、まだ大蔵省と最終的な決定にまで至つております。金利、保管等は全額ということができません。まだきつておりますが、その保証料につきましては、私の方は全額出したい、どういふふうなことを申しておりますが、まだきつておりますが、その保証料につきましては、やはり経費でございますから、やはりできるだけ農民団体が自主的に販売しやすいように、それも全額出して参りたい、こういふふうに考えております。

○森八三一君 まだ話はきまつてない

といふふうなことを考へます。ほんんど繭につきましては、最後は政府が買取るわ

けでございます。政府が保証しておるところの最低繭価でございますが、その要する経費に思ひますが、政府の方としても利用価値は少ないございます。ほとんど繭につきましては、最後は政府が買取るわ

けでございます。政府が保証しておるところの最低繭価でございますが、その要する経費に思ひますが、政府の方も半額の補助金を出しておられます。指導によつてこ

れはできるだけ安く、またこれは安くないといふふうな形で考えておるわけであ

ります。政府が保証しておるところの最低繭価でございますが、その要する経費に思ひますが、政府の方も半額の補助金を出しておられます。指導によつてこ

れはできるだけ安く、またこれは安くないといふふうな形で考えておるわけであ

ります。

○政府委員(塙見友之助君) その場合保証手数料といたしますが、協会の方で定められたと申しますと、その手数料を保管を

いたしますが、これが補助の対象にすべきであるというように考へます。と同時に、その手数料について政府の方が

指示し、あるいは何か注意を与えると

いうような監督規定がありませんと、そこに問題の生ずる危険があると思います

ますので、これは当然補助の対象に

なると同時に、これはやはり保証機関

の認可を要する事項として、きめるべきである、こう考へますが、そういう

手続きはお考へになりませんですか。

○政府委員(塙見友之助君) ただいまの御指摘の点については、政府としても当然考へるべきだと思いますが、補助金交付の条件等につきまして、やはりそういう点まで定款ではなくて、法規的には定款がございますが、片方には、補助金交付の条件をいたしまして、そういう点につきまして、目的完遂できるようになります。

なお、保証料の方は、農林省としましては、これは大蔵省に対して徹底的に要求するつもりであります。

○森八三一君 その次にお伺いしたいのは、第九条の二によりまして、先般の質疑で、農林大臣の指定する相手方といふのは、保管会社が設立されるということではあります。この輸出適格生糸を自立的に保管をいたします場合に、その対象となる輸出適格生糸は、普通の糸と玉糸と二つになります。そこで、その相手方の構成について、どういうようにお考へになつておられるのかどうか。それぞれの種別について、区分をしてお考へになつておられるのかどうか。その運営について、役員等もきまると思ひます。が、会社組織であれば、重複が選任されると思いますが、そういう重複等についても、何か指示をされるのか、指示をされぬのかといふ点についてお伺いをいたします。

○政府委員(塙見友之助君) そういう会社ができる場合には、これは半国策会社的な性格を持ちますので、政府といましても、役員の選任であるとか、利益金処分等については、政府の承認、農林大臣の承認を得るよう定款の中に記載したい、こう考

えております。これは大臣もそういうふうにはつきりと、衆議院の方で、この会社に対しては十分な監督をやりたいたいというふうなこと、そういうふうな点をはつきりと申し上げております。で、そこはきつちりとして参りたいと、こう考へます。

なお、普通の糸の方と、玉糸の方と、現在のところは両方とも一つの会社で

もってやつて行つた方が、事務費その他の、いろいろの点でもつて都合がいい

から、両方そろ申しております。そろ

うふうな関係からしても、株式の持

ち方を、どういう比率でするかとい

うようにきめて行かなければならぬ

と思いますが、これは不公平なこと

がないように、役員、それから出資、

そういう点も民間の方の御意見を十分

聞きながら、政府としては半国策的な

機関でございますから、役員その他

についても、意見は申す必要があると

思つております。

○森八三一君 そうしますと、大体わ

かりましたが、株式会社一本で、一元

的に作られる、その場合に、普通の糸

と、玉糸との出資の負担割合は、これ

は同業者で話し合いをさせるか、一方が

独占的に出資をするといふのでなく

て、その現有勢力と申しますか、輸出

数量と申しますが、何が基準を求め

て公平に配分をしてやる。そしてそ

の配分の線に沿いつつ、役員構成につ

いて、その現有勢力と申しますか、輸出

数量と申しますが、何が基準を求め

○清澤俊英君 それから農業協同組合内で、今販連が大体集荷をやっておりますが、大体末端においては販連に処理の方法をとらせるのか、乾薬の場合ですね。あるいはまだ現存している運送がもつておられます乾薬所がある。これにおさせになるのか。先般の御説明によりますと、大体そういうのはいたんでいるから、従つて大体は製糸家と協定してやらせるのだ、こういうような御答弁がありました。が、今現存している乾薬所といふものは、なんらかの方法で全部復活して、将来養蚕農民をして乾薬をなさしめるお考えがあるかどうか、この要点について伺いたい。

○政府委員(塙見友之助君) この乾薬共同保管をやりますときには、薬が異常な低落を示すような時期でございまので、それを維持するため、一部の過剰薬をとにかく乾薬共同保管をやるという形をとりますと、ある県はやって、ある県はやらないとか、非常に偏してはその効果が疑わしいので、やはり全国的な団体で大体計画的にやるべきうことになりますと、中央の団体としてはやはり全國団体、販連、養連等がやることになると思いつきながら、県段階におきまして、どういうふうな団体でやるかということは、これはその県々の事情等がございまして、また中央の団体とも相談をしてますときだ、農業協同組合内で、今販連

ある儀係する割りあい御にあつて工事する

両方でやる場合には、やはり両方で協議して適当なやり方と割合を決めて協議して適当なやり方と割合を決めるということにならうかと、どうおもつてあります。それから乾蘭共同保管をやめます。それから乾蘭共同保管をやめますから、やはりできるだけ最優先でその乾蘭設備は使うところが最もよろしいと思います。それで、やはり地域的にみますと、相当持つておりますのは、これは自分の仕事になりますから、やはりできるだけこれが偏在しておりますので、その地域、その県によりましては、やはり農業團体が持つておりますのは、これは農業乾蘭所とか、あるいは製糸家の乾蘭設備というものを利用しなければ、体験できない場合もござります。団体が持つております乾蘭所は、これは最も優先的に、自分のものでございますから、使用するのが適当かと思いまするが、そういう点で設備等がいたんでありますれば、これは公庫等の融資によりまして、これは融資の道が開かれております。できるだけ乾蘭共同保管に支障がないように修理し、改造していくものにしていく必要があると思います。それから乾蘭共同保管をそういうふような点でうんと強化して、全面的に押し出せないかというような再度の質疑であります。私がの方でもいろいろ研究しておりますので、どうして乾蘭設備を製糸と切り離して乾蘭だけを別にやります場合には、とにかく製糸の方は製糸工程で使いますボイラーとか、そういうものが乾蘭の方にも併用されますが、このことで、コストも非常に安いという関係がございますので、独立した乾蘭設

○清瀬俊英君 大きな御質問もあつて、論は持つておりません。
と思ひますので、なるべく簡潔に、一
つお聞きするところだけお答えをお願
いしたいと思います。
そこで私は今の局長のお話もありま
するが、乾糞処理という問題は、この
前非常に廃物が下つたときに、これを
農民に処理させるというので、政府が
全面的にやつたのだ、全面的に……。
みんな農民が金を出して、それがたまた
ま戦争に遭遇いたしまして、桑を全
部引っこぬいて、いもを植えたり、麦
を植えたりしましたために、これはお
じやんになつちゃつた。製糸家が悪し
のか、悪くなかったのか、問題は別だ
と思うが、そこまでいかないうちは、
そういうことを始めたのです。あなた
の結論はまだ早いと思う。従つて今あ

した。移管したあとでは農業会が持つておるのでありますから、いわゆる農業会が持っておりますのであるからといふので、これは農民の反対を押し切つて、ほとんど帳簿価格だ等しいもので他のものに売られてしまった。これもどうしようもない。養蚕農民が幾らきやあきやと言いましても、団体が違つているからどうしようもない。今一つ湯町にそういうものが残つております。この運命もあやしいものである。方々まだそういうものが現存しておりますが、これらは大体製糸会社と共同でも経営をするよりしようがないという状態になつております。もつとはつきりした方針に立つてもらわなければ、これはみんな変な格好で全国中のものがどこかにとんでしまう。こういう場合に、この乾綿をするといふ場合、その処理を発達にさせるのかあ

だから、先があることであるから、その乾薫所はただで離さないようになります。それならばそれで何とか方法を講じられなければ、きまりをつけなければならないと思う、大きな設備を遊ばしておくわけにいかないのだから、その点に対してもつとほつきりした御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(塙見友之助君) 農業団体が乾薫設備を持つて悪いというふうな結論をつけておるわけじゃございません。全面的にもう乾薫共同保管で、それでもって繭を売るのだというふうな結論はつけていないということです。さうします、私のさつき申しましたのは、それで農業団体等が立地条件等によりますその必要を認めまして、乾薫所を持ちたいというものに対しても、公庫でもって十分にしてやる、現在でも幾らかずつ融資が行われております。

○清澤俊英君 それから農業協同組合に蘭を貰い上げて、これを処理せしめますときに、農業協同組合内で、今販連が大体集荷をやつておりますが、大体末端においては販連に処理の方法をとらせるのか、乾蘭の場合ですね。あるいはまだ現存している養連がもつておられます乾蘭所がある。これにおさせになるのか。先般の御説明によりますと、大体そういうのはいたんでいるから、従つて大体は製糸家と協定してやらせるのだ、こういうような御答弁がありました。が、今現存している乾蘭所といふものは、なんらかの方法で全部復活して、将来養蚕農民をして乾蘭をなさしめるお考えがあるかどうか、この要点について伺いたい。

きめるところなどとなると思します。両方でやる場合には、やはり両方でもって協議して適当なやり方と割合をきめるということにならうかと、どう存じます。それから乾糞共同保管をやるその県設備は、これは農業団体が持つておりますのは、これは自分のものでござりますから、やはりできるだけ最優先での乾糞設備は使うということが最もよろしいと思しますが、やはり地域的にみますと、相当それが偏在しておりますので、その地域、その県によりましては、やはり営業乾糞所とか、あるいは製糞家の乾糞設備というものを利用しなければ、保管できない場合もございます。固体が持っております乾糞所は、これは最優先的に、自分のものでござりますから、使用するのが適当かと思います。

設備をずいぶん持たしたわけですが、それでもそれが長く運営している場合と、経費がかかりすぎて、うまく動かせないために、だんだんほかの方に買却されてしまうとか、西日本等ではほかの方に、養蚕以外に設備が使われてしまふというような経過になつておられますので、乾繭を全体的に押し進めて、それで売るというやり方が適当か、あるいはそういう必要がある場合には、關係であるとか、あるいは場合によつては農業団体に対する金融といふようなものを根拠といたしまして、委託製糸とかいうような形態、地方々々によりまして、要望によりまして、最も合理的な方法をとらなければならないんだとか、こう考えますので、乾繭設備を農業団体がたくさん組織的に持つて、それで販売していくという方法を、総体

ります乾燥所といふものを、基本的な
ういふ少くとも乾燥維持の法律を出
して幾らか利用するということになれば、これは今あなたがおっしゃった通りばらばらになっておる。新潟の実例を申し上げてみましょ。三ヵ所不可解なものがあります。まず一番大きな中条の乾燥所といふものは、ほんとうの帳簿格だといふと二十九万円、時
価にしますれば五、六千万円かかる。
それが一製糸会社へ農林省の協力によつて売られてしまつておるじゃありませんか。刑事案件が起きてゐる、大問題が起きてゐる。手も足もつけられ
ないといふような状態である。そういうふうにして処理させてゐる。あるいは水原地区におきます乾燥所は、これは戦争中に野菜を乾燥するためだといふことで、これを農業会に一応移管しま

るいは販連にさせるのか、少くとも経來のことを考えて参りましたならば、基本的なことを考えて……。一、べんあつたのですよ。国がたくさん金を出して。乾薫設備をするためにたくさん金を出してやつたのです。それがみんなめちゃくちゃになつてゐる。あなたのおっしゃつたような、消えてなくなるというお話なんですが、消えてなくなるならば、またはつきりして、今申し上げましたような不都合のない処理の方法をおきめにならなければ大問題だと思う。これは重大問題だと思う。実際問題として養連にさせるのが、販連にさせるのが、販連なんか何にも設備を持っておりません。結局は製糸会社と妥協して、それをやりなさいと言ふに違ひない。そういうあやふやなどを言わないので、自分の間こうやるの

そういうふうな法案が出ますれば、やりたいといふ農業団体が出てくると思ひますから、それは必要に応じて増加させて参るつもりであります。しかしながら経営費等が赤字が出ますようなものを、政府の方ではなかなか援助はできませんので、やはり結局設備を低利で融資するといふふうな段階が現在ある段階でござります。

○清瀬俊英君 今までのままでそれを賣るのではありませんが、場所によっては成功いたしまするし、やはりうまくいかない場合が相当ござりまするので、まあそういう点については、農業団体の意見等を聞きまして、無理に政府に押しつけて持たせることなどは考へておらぬのであります。

ら、これは自然消滅的な形をとるわけです。それなければ製糸会社とでも妥協し、共同乾繭なんかに使うといふ方法が最善の策というところに落着つくだらうと思う。そうやってまだまごしているうちに、實際中条にあつたような形に帳簿価格二十九万円、現実の時価が数千万円のものが売れていい。しかも農林省の許可を受けなければ売れないというようなものが現に二十九万円で売れている。そういう農林省の許可を受けないで、あとで農林省から受けておる。前の原田局長さんの時分にそれを質問しましたところ、それは農林省の許可はあるがも受けないでいいのだと答弁しておられる。それは定款で決定してあるので、農林省に許可を受けると言つておるだけで、何

ら犯罪にはならぬ。農林省の許可を受ければ売ってはならないとは言はない。だから農林省の許可を受けなければ、法律的に権限がないのだといふふなことを言うておるわけです。そういうふうな方針で乾糞所を処理しておられまるするならば、実際金を出して作つた農民がすわといたときになります。したならば、これは全く一部のボスによつて妙ちくりんなものに持つていかれる。そういう傾向が方々に見えておられます。今現在あなた方が全国に持つておられる乾糞所をどういう組織で持たしておられるか。養連が實際乾糞所をほんとうに把握しているところがありませんよ。まあこの機会だから申し上げておきますが、近い将来において、乾糞所を農民に利用せしめるというお考えがないならば、そういう線を崩して、養連所をなら養連の農民にはつきり返せるような処置をおとりになることが正当じゃないか。県にわからんような乾糞団体がありまして、それが全県を把握しているような、そういう間違つた体制を一日も早くなおすべきじゃないかと、私はそう考える。それはどうしますか。

いない、どうしようともあるうかと困ります。それに対しては農民及び農園団体の方でその要望の強いところに對しては、政府としてはできるだけの援助をやるべきだと思いまするし、またそういう設備の保有等についても非常弱体な団体が持つてゐるといふ場合には、指導によりましてやはりこの養蚕団体であるとか、あるいは販連というふうなところが、それを保有してはできるようになる方が運営としてはいい。こう考えまして、まあそういう趣旨においてできるだけ運営して参りたいと思ひます。

その次にちょっとお伺いしますが、大体これはこの法案とちょっとはすわ下する方法としてどんなところに重点を置いて進んでおられますか。生産費を下げるためにはどういうものをまず改良していったならば、一番手つとり早く繩の値段が下るかといふ、あるいは用水をどうするかとか、あるいは肥料をどうするとかいろいろな、どういう観点に重点を置いて、今、生産費の低下に御努力を願っておりますか。

に重点があるのでないかと思ふ、また給糞の率が非常に高くなるということも、確かに私は肥料等の問題についてお答えになる点はないが、これはどうでござりますか。

○政府委員(塩見友之助君) 肥沃地整備においては肥料を相当投下しておりますし、農家も肥料代が低減されることはやはり望んでおるようでござります。これに対しましては本年度の予算案でもって肥料の量を、むだづかいしないで最も有効に使えるような試験費を県の方に出しまして、それでできるだけ能率よく肥料を使えるようにといたします。まあ試験ですかと、あるいは不満かもわかりませんけれども、そこから始めませんと、自信を持つた指導ができるまい。そういうところからスタートしております。

○清澤俊英君 そうすると、まだ確信のある肥料はできておらないのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 肥料としては、やはり窒素、磷酸、カリ等一応の比率で配合して作ればいいわけですがあります。それは土壤々々によりまして、幾らか配合比率が変ります。磷酸が少くて済むところもあります。しかしそこいらは地帶々々で違うので、それが、それに対する土壤調査は遺憾ながら十分のところはできておりません。本年度の予算から始めるわけです。

○清澤俊英君 ただいま養連で固形肥料といふようなものを専売的に、半強制的だそうですけれども、これが畳畠にいいのだからというので盛んに売り出しておられる。それを御承知になつておりますが。

○政府委員(塩見友之助君)　販運で拔
つておるのは存じております。養連で
奨励しておるのは存じておりますが、
強制的にやっているかどうかといふこと
については、はつきりとそり聞いて
おおりません。

○清瀬義孝君　それは非常に価格が高
いそうですし、それに対する成分等を
中心にして価格が妥当であるかないや
は御検討になつたことがありますか。

れて いる といふこと に 対しては、はな
はだおかしなものが でき上ると思ひう
ですが、もつともまあ大臣が 来られま
せんから、この点では 詳しいことをお
伺いしようと思ひましたが、これで私
はあなたへの質問はやめます。

○政府委員(塙見友之助君) できるだ
け御趣旨を 体しまして、そういう価格
等の点についてわれわれも努力いたし
ます。

なおこの法案につきましては、金曜日に御相談しておきましたように、太体本日審議を終えるという目標で日程を組んでおりますので、その点御了承の上、御質問願いたいと思います。

○清澤俊英君　ただいま局長にちようど話しておりましたのでありますから、農林大臣が肥料の値下げをやろうといふので非常に努力をせられておりますことについては、私も感謝いたしてお

よるなものについては根本的に一つ考え方を変えて、行政を指導することにしたいということを、これは率直に申し上げますが、私はかねて申しておるわけでもござります。

そこでこれら肥料については、化成とか、配合とかいうようなことでなくして、むしろ名前を根本的に変えてしまつたらどうだろう、行政指導の面について……、というようなことも考えつゝ、せっかく力を集中しておるところ

それちよつと大臣が出てこられるそ
うであります。出たり入ったり、入つ
たり出たりで、はなはだ審議は進みま
せんが、そういうことでござりますか
ら……。(笑声)ちよつと速記をやめて
〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) それじゃ速記
をつけて。

○池田宇右衛門君 ただいま局長は、
たしかきのう長野県へ講演に行つたと
いふことに異はれぬところ、こ

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

○満澤俊英君 この問題は、肥料行政について私は大臣が来たらはつきりさせたいと思うのですが、少くとも蚕糸局がこれを知つておられる養運が責任を持って売つてあるかどうか、価格と相マッチしているかいないか、それがわざらないという話はどうもおかしいんじゃないかな。私はある場合に、考え方によりましては、今肥料の値段を十円や二十円下げてもらつて、果してこれが生産農民に経済的にどれだけ、一戸々々の上では目ぼしい影響力はないかしませんが、心理的な影響は非常に多いと思う。その点では河野君の努力も私は感謝しております。こう考えておるが、そういう際に、化成肥料だとかあるいは配合肥料、固形肥料のようなものが販連という団体や、あるいは蚕糸局の御承認のもとに、何らそういう点を検討せられないで売ら

わけてありますか、政府の方もこの法案の審議を非常に急いでおられますので、当委員会としましても、特に休日を利用して無理に日程を組んで現地へ出かけてもらい、そうして本日は関係三大臣の出席を得まして、この二つの法案に関する基本的な問題について御質疑を願う、こういうことで予定しておりますだけれども、今農林大臣は来られましたけれども、なお要求しております経済審議庁長官なり大蔵大臣はお見えでございませんから、その問題はあと回しにして、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきましては、せんだって來るの審議の間に、農林大臣にお答え願わなければならぬ問題があつたようでございますから、この際、この蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、農林大臣に対する御質問があればお伺いした

農林大臣が非常にお骨折りになつていい。中心としました基本肥料に対しては、ただいておりますが、傍系とでも申しましようか、固形肥料であるとか、あるいはただいま問題になつておる、養連で売り出しておりまする固形肥料等に対しましては、相当農民の中からこれに対する非難が高まつております。こういう問題に対する、肥料行政を通じて農林大臣の御所見をまずお伺いしたいと、どう思います。

○國務大臣(河野一郎君) 配合肥料といふ、化成肥料といふ、固形肥料といふ、これが必要以上に農家に宣伝をされまして、しかも割高に取引されておりますることは、私はかねて遺憾に考えておるものでございます。事務当局を督励いたしまして、化成であるとか、配合であるとか、固形であるとかいろいろ

とか、もしくは購入あたりで配合のできるようになつておるはずでござります。その地その地に適応する肥料を合理的に配合して、もちろん配合の必要があれば、農家の需要にこたえていくということの方が正しい行き方だと私は考へております。しかし急激にそういうふうに変えますとにもまた危険があると考えますが、これらにつきましてはよく御趣旨のほどを体しまして、深甚の考慮を払つて、御期待に沿うように、私できるかできまんか、最善の努力をするつもりでありますから、どうかせつからく御協力をいただきたいと思います。

年で十九所くらいの休業状態に立ち至つたといふような報道が出ておりました。今の状態で、法案の審議中すでに中小の製糸家が倒れてしまうが、これらに対しても、購入資金があるいは県の蚕糸養蚕協同組合と連鎖がなかつたかどうか、繭の割当がなかつたかどうか、いずれかであろうと思いますけれども、せつかく今のような法案を通過して、蚕糸業の基礎的発展を漸次展開しようとする際ににおいてはなはだ当を得ない問題であろう。これをどう処置をして、どう金融をして、目の前の急場を救う方法をおつけになるお考えがあるが、またこれに処するところの計画を立てるに至つておるかどうか、この点を一つお尋ねいたします。

次に、先ほど清澤委員からもお話しになりましたが、なるほど土壤は変らぬけれども、本来桑園の肥料の最も効

○政府委員(塩見友之助君) 販送で販
つておるのは存じております。養連で
奨励しておるのは存じておりますが、
強制的にやっているかどうかといふこと
については、はつきりとそう聞いて
はおりません。

○清瀬俊英君 それは非常に価格が高
いそうですし、それに対する成分等を
中心にして価格が妥当であるかいなや
は御検討になつたことがありますか。

○政府委員(塩見友之助君) 固形肥料料
の会社にあつて生産費等を調べて妥
当であるかどうかは調べておりませ
ん。大体やはり窒素・磷酸・カリ等の
ほかに泥炭も含んでおりますし、窒素、
磷酸、カリの成分比にしますれば、幾
らかどうしても泥炭を含んでおる、製
造工程上も複雑になるという関係で高
くはなつております。

れてはいるといふことに対する対しては、はな
はだおかしなものができ上ると感うの
ですが、もともとまあ大臣が来られま
せんから、この点では詳しいことをお
伺いしようと思いましたが、これで私
はあなたへの質問はやめます。

○政府委員(塩見友之助君) できるだ
け御趣旨を体しまして、そういう価格
等の点についてわれわれも努力いたし
ます。

いと思います。
なおこの法案につきましては、金剛
日に御相談しておきましたように、大
体本日審議を終えると、いのち目標で日程
を組んでおりますので、その点御了承
の上、御質問願いたいと思います。
○清澤俊英君　ただいま局長にちょうど
と話しておりましたのでありますから、
農林大臣が肥料の値下げをやろうとい
うので非常に努力をせられております
ことについては、私も感謝いたしてお
るのであります。その結果が個々の農
家に対しましてそうきわどい経済的影
響はもたらさぬといいますか、そういう
問題が農民の生産心理状態に与える
影響力は非常に大きいと思いますの
で、非常に御努力に感謝しております
が、ますます一つ御努力を願いたいと
思ひます。

よるなものについては根本的に一つ考
えをえて、行政を指導することにし
たいということを、これは率直に申し
上げますが、私はかねて申しておるわ
けでございます。
そこでこれらの肥料については、化
成とか、配合とかいうようなことでな
しに、むしろ名前を根本的に変えてし
まつたらどうだろ、行政指導の面に
おいて……、というようなことも考
ふつ、せつかく今案を練つておるところ
でございます。そういうようなことと
は、これが運送といい、全購連といひ、
単味の肥料を販売するよりも、むしろ
この方面に重点を置いてやるといふこと
は、必ずしも私は指導面においては
正しいことではないと考えておるもの
でござります。できるならば、かつて
法律の改正も願つて、単位組合である

それにちよつと大臣が出てこられるそ
うであります。出たり入ったり、入つ
たり出たりで、はなはだ審議は進みき
せんが、そういうことでござりますか
ら……。(笑声)ちよつと速記をやめて、
〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) それじゃ速記
をつけて。

○池田宇右衛門君 ただいま局長は、
たしかきのう長野県へ講演に行つたと
いうようだ僕は承知しておるのだが、
局長も長野県の製糸の状態をお聞きを
しよう。私もひょう書があつてきのう
長野県へちよつと行つてきました。と
ころが地方の信毎その他の新聞を見た
ところが、中小製糸家と申しますか、
百五十ないし二百五十、三百以下くら
いのものの製糸家が繭不足のために維
持困難で七つ八つ、あるいは全部で今

果的なのは大豆かすとか、あるいは大豆をそのまままくところの植物性が、動物性の魚粉か、同じ植物性でも種かすというようなものは、いずれの土壤を問わず非常に効果があると思うであります。しかるに今幾多の科学指導の結果、ひょう書などを見るとほとんど新芽の首が飛んでしまう。従つて達成を生ずる養蚕農民は、ほとんど肥料を適正なる肥料を施していかつたところに大きい原因を発見しております。また桑園の改植にも、ところどころで言えば鬼の頭とでもいうような古いごつごつしたもののが残つております。私はきのう見て大へん驚いたというようなことがあって、桑園の改植も國で相当馬力をかけて奨励しておるにもかかわらず、徹底しておらない。これらに対しましても、もつと春秋を通じて適切な良種類の桑苗を配給して、桑園の改植をはかり、肥料の適正化をこれまた施肥いたしまして、そこに収穫の増額をはかり、製糸家を安定させるところに、初めて今の蚕業なるものは安定性と堅実性と漸次計画に乗っていくのだが、現在幾多の欠けるところがあるが、以上の急場の状態をどうお取扱いになるか、これをはつきりさせていただきたい。

○政府委員(塩見友之助君) 中小製糸の、ただいまの御指摘になりました具体的の問題は私はまだ承知しておりませんけれども、苦しいところがあるのはよく存じております。金融につきましては、スタンプ手形というのが繭金融について待てございまして、今年は皮革、鉄原料等は切られております。繭だけが残りまして、特殊金融として残っております。できるだけそれを利

用して製糸金融の方はつけたいと思ふ点があるので、なおそういう点で不十分な点があれば、できるだけ農業団体等による力もそれにつけ加える必要があるかと思います。そつの方から今の金融の方もバックしたいと思って研究はいたしておりますが、製糸に対していろいろの点でまだ政府の援助すべき面もあると思いますが、できるだけやって、そういう苦しい事態を切り抜けて参るよう努力をいたしたいと考えます。なお養蚕それから桑園の方につきましては、御指摘の通り老朽桑園の改植、あるいは施肥改善、土壤改良ということで養蚕振興をやって、そういうことで製糸家にも十分な繭を供給できるようにするところが一番大事な仕事だと思います。今年の予算ではわざかながら肥料改善というようなことに試験的な経費が取つてありますけれども、来年度以降については特にそういう点に重点を置いて、そうして急速にそれを進めたいと現在準備中でございます。技術的には試験と調査をやらなければならぬようなものも残っておりますが、できるだけ農家の方で手つとり早く農家の目ができるとは手つとり早く農家の目の前でできるようにして参りたいと、こう考えております。

までけております。そういう状態の製業家がたくさんになつておる。そうして養蚕家としても政府の補償がある、乾繭の保証、繭は相当売れるけれども、製糸家の方々が安定を欠くということになると、供職をするのも少し二の足を踏むということにもならないとは申せまい。そうするとどうしてもこれは農業協同組合だってなかなかどちらんの通りゆとりのある組合ではなく、そう製糸家にどんどん貸すわけにはいきません。以前は銀行が日銀の保証を得て購繭資金は相当融資しておったのだけれども、最近はこの方面も金融梗塞してなかなか融資をしないからこういう結果になつてきただろうと思うんだが、しかし何とか巣鴨漁業の金融から出るか、どこから出るか知りませんけれども、ともかくこの急場を救つて、中には盛り返せるような堅実な製糸家だけは存置してやるし、これを通じて安定させなければ、これは幾らかけ声をかけても、何かの肥料じゃないけれども、かけ声だけでもよく実ればいいけれども実らないことになつてしまふから、金融方面的融資に対しして迅速果敢に、これを投資というか融資させる方途を講じてやつて、製糸家を一つ堅実化し、もうちょっと手を打つてもいいだろうと思うんだが、局長各位に聞いても、大臣にも質問しましたけれども、大臣、これなかなか、ちょっと来られて、法案を通すまぎわであるから……われわれ、また委員長も大臣には、直接大臣に申しますけれども、これは真剣に日本の蚕糸業の上にもっと金融、融資の円滑と申しますが、その融資に対するところの繁雑を避けて、逆に融資の道を開くといふ決意をしてほしい、これ

○政府委員(塙見友之助君) できるだけ御趣旨に沿つて努力はして参りたいと思つております。制度的には現在タシナム手形という形で、今度特別買入が起りますれば幾らかの融資、投げ売りしなくとも済むようなそういうのがつきますが、現在の窮乏しております中、小製糸の状態からいふと不十分な点があるうと思ひます。できるだけのことはいたして参ります。

○池田宇右衛門君 日中貿易とかあるのはアメリカから来た大豆をかすといふか、大豆をきわめて低利に輸入することができたら、肥料方面からする今後の措置も十分考えてほしい。これらの方点に対して、原料廻しも、製糸のできをよりな方途を講じたいというお考えがあると思います。

○池田宇右衛門君 肥料の安い高いは価格じゃないですよ。土質と桑園にきかきがなかなかいか、その桑がさらに養蚕いかでもつてきまるので、ただ価格さえ高ければそれだけこうだといふので、価格が高くて……、それはあなたが非常に薬によつては注射一本できくのがございましょう。そういう点は十分に考えて、桑園に注射もできないけれども、十分に効果ある方法を考えて下さい。

○清滝俊英君 たつた一点だけ、たくさんありますけれども、一つだけお伺

いしておきたいと思います。どうも
とは、保管会社ができて、この生糸を保
管する倉庫は大体、どこにあるのです
か。保管といふこと、これは生糸の
場合、それから農協が保管を受け
まして保管する場合、製糸会社へこれ
を委託して乾繭したという場合に、そ
はりこれを保管する保管倉庫はどこな
んだ、この両方の保管の場所を一つお
伺いしたい。同時にそうなりまする場
合の補助金の分配において、保管会社
と現実に保管しているもの、かりに農
業協同組合が乾繭を保管していくと、
こうなつてはおりますが、實際は乾繭
は製糸がやる、保管もかりに製糸がし
ていることになりますと、この保管関
係のものはほとんど全般製糸会社によ
く、こういう形になりますが、その点
を一つ明らかにしてもらいたい。
○政府委員(塙見友之助君) 生糸の保
管は輸出生糸ですから、輸出生糸検査
所のある大本横浜、神戸に集まりまし
て、この二ヵ所でござりますが、横浜に
ついては過去において製糸会社その他
倉敷も安らございますから、おそらく
そこで保管する。神戸につきましては
最も適当な倉庫を選んで保管するとい
うことになろうと思います。

庫は偏在しておりますが、場所によっては營業倉庫であるとか、あるいは製糸の倉庫を利用しなければならない、そういうようなものを十分検討調査をいたしまして、もう前もってことには使える倉庫というようなものは、そういうふうな乾糸共同保管の指定倉庫と、いいものは指定しておくといふことをやるのが一番安全だと考へております。また乾糸を保管する場合には、あくまでも農業団体でございまして、それをやるのが一番安全だと考へておりますから、その倉庫は借りる。それから乾糸費を払つて、繭は農業団体のものとして保管するといふふうな形でございまして、製糸がやる仕事は倉庫を貸すことと、それから乾糸費をもらって委託乾糸をやるということになります。乾糸自体は農業団体でありますから、補助金その他はこの農業団体に参るといふことになります。

○清澤俊英君 重大な発言がございましたが、そこで事前にこれを調べるとおっしゃいますが、長い間戦争中放置しておりまして、その後使わない、こういうものが相当あると思います、乾糸倉庫に……。そういうものに対しては大体において適當と認めれば、ここで補助金等を出して、わざかの場合ですね、わざかの補助ができる等の場合にはそれをやる準備はできておりますが。

○政府委員(塙見友之助君) 本年度の予算では乾糸倉庫に対する補助金はございませんので、やはり政府としてやれる仕事は、不十分な設置であれば農林漁業金融公庫の方から低利で借りてもらつて、それで十分な設備に改造してもらつて、こういったところでござります。

○清澤俊英君 ソうすると非常にめん

どうな問題になると思ひのですが、かりにこれが恒常に乾繭を持つといふならば、借金をしても持つていかれるが、これが果して今の生繭取引をやっている限りにおいては、これはそうたくさん余らないのです、今現在でも……。だから乾繭するだけの、常時乾繭するだけの目安のつかないものに金をかけて直すではない。実際ににおいては金をかけてまで直されない。大部分そういうことです。あなたは何がそれを使わせて保管すると言われますけれども、長い間放っておいたものがすぐ使われるのはわざかではないかと思う。そうすれば結論として、大体さつき言つた製糸会社に乾繭させて、製糸会社の倉庫を契約して使わせる、こういう形になりますが、その場合製糸会社が持つてゐるでしょう、それを政府が投げ出すということになりますと、これはまたやはり別なところに置いたのと別な私は味わいがでてきはせぬか、そういう点に対してもういろいろなお考えを持つてあるが伺いたい。

○飯島這次郎君 一点だけお尋ねしたい。先ほどの委員の質問と重複するところは一切省きまして、今度の改正法の第二のねらいと称する蘭価の維持の問題については明確な規定をおいて、養蚕農家が安んじて生産にいそむこができるところを強調しておいでになる。私はこういう目的に対して、この前蘭系価格安定法を審議したときにもわれわれが非常に心配をいた点は出回る蘭の数量に対してもそれを安定せしむるに必要な資金が過少である。そういう通り合いのとれない安定資金をもつとして、こういう法律でねらう大きな目的が果して達せられるかどうかというそういう懸念がある。私はあの法律施行後あるいは昭和二十七年、八年の蘭の動き等を見て、どうもわれわれの相變が決して單なる取り越し苦労ではなかつたということを感じておるわけであります。今度のこの改正法を見て私は再びその相變を感じざるを得ない。それはどういう点かと申しますと、政府で考へておられる保管蘭の数量とか、あるいは買ひ上げ数量が過少ではないかということ、それからなにおこれに對して特別会計法等で準備をしようとしておる金額等に對しても、果して今この法律でねらつておる養蚕農家が安んじて生産に從事できるような実際的な効果を上げ得るかどうかという点。それで第一に尋ねたい点は、政府の考へておる保管蘭の数量とか、買ひ上げ数量については、先ほどの補助金の実績等から考へて、一体全国の産蘭量のどの程度をねらつておいでになりますか。

比率等も、割合にその比率の少くても
価格の維持できるところもございます
し、相當量比率を上げなければなら
いところもございます。で、過去にお
いてはやはりいろいろのデーターを見
ますと、五%以下のときで効果を上げ
たようなこともありますし、やっぱり
十数ペーセント乾繭しないと上らない
ような事態もあつたようでございま
す。わずかな例でございますが、比率
等については特定はしておりません。
前に約二億円と申しましたのは、それ
らの平均値でございまして、実際にや
る場合にはこれは農業団体等の意見も
聞きまして、乾繭共同保管をやって繭
価が維持できるだけの数量をやるべき
だと、こう思うのであります。これは
農業団体の意見を聞きましてそうして
政府としてはきめたい。もしそれで
もって売れ残って、政府が買入れる
ときには六十億の資金では足りないと
いうことになりますれば、これは時間
的には半年以上余裕がありますし、必
ず通常国会の機会もありますし、そう
いうところで予算措置を講じていただ
いて、増額をやるということは可能で
ござりますし、そういう事態になれば
御協力を得まして、六十億をさらによ
やすようなことはやってゆく必要があ
るうかと思ひます。必ずしもこの六十
億にこだわつております。

○清瀬像英君 ということはちょっと
思い出してたくさんあるのですが、それ
整理してやらんならぬのですが、どう
いう問題出ましたが、いま一つという
のは、この前三十億で一応上ったとき
は抑えよう、これが下ったら買おうとい
うのです。こういうのでした。それが持
ために一つも緩和糸を持たないで上
りっぱなしでお困りになって、今度六
十億にふやして、その場合処置しよう
と、こうなった場合に、今現在何か持
たなければならぬ。その点については
この法律からいうと、安定帶を割つた
価格、こういうことになつてくると思
うのですが、それでなくても買えるの
ですが、そのようにも考え方がありますが、
大体その緩和する一万俵はこの際すぐ
お買い上げになるのかどうか。

○政府委員(塙見友之助君) その点は
特別買入価格以下でないと買えませ
ん。それで必ず、ですから上値押さえの
ための糸が持てるということの保障は
ここでは必ずしもないわけです。上値
押さえのための糸を持つ機会が今より非
常に多くなる、持ちやすくなるとい
うことは申せますけれども、それは必ず
持てるということは、まだ今年持てる
ところとは断言いたせないわけであ
ります。これはやはり糸価に悪影響を
及ぼさないで政府が買うといふことに
なりますれば、どうしてもそうなれば
この法案としましては底値の方はそこ
で非常に強くなつておりますが、それ
と比較いたしますと、上値の方に対し
てはやはりまだ物を持つておるのに
は、これは持ちにくいのです。これは
需給関係が非常に糸も繭も足りない状
態が数年続いておりますから、ですか
らその点については下値に比べます

う価格のいかんにかかわらず消化され
ている。消費するのだから、この三つもの
のものをほんとうにあんぱいしてにら
み合せてここに蚕丝政策を立てるので
なければ、こういうただ単に価格維持
であるとか、あるいは出てくるがら、
そういうチャンスが来るか來ぬかはわ
からないといったような案を作つて、
そして三十五年には生糸は十四万俵を
輸出し、絹織物を三万五千俵輸出する
のだというようなことをやることは、
私はきわめて架空のことになりはせん
かというような感じを強く持つのであ
ります。

ただいま白波瀬委員から御提案になり、また付帯決議についても賛意を表するのであります。ただとの際数個の希望を申し上げておきたいと思います。

その第一は、今回の特別買入の制度に関連いたしまして、生産者団体が繭の保管管理をするということになるのでありますが、その保管管理の施設といふものは、きわめて荒廃をいたしておりますので、本法の実をあげまするために、繭の生産者団体の行う乾繭施設に対しても助成の対策をすみやかに講ぜられたいということが第一の要望であります。

きを得て、真にその効果を發揮いたし
まするためには、資金の充実がなければ
ならぬと考えるのであります。質疑
の際には、そういうときにはさらに國
会の議を経て資金増加のときがあるので
あらうと、いうような期待的な御答弁が
あったのでありまするが、根本的な資
金の充実について最善を尽されたとい
う、以上五つの希望を付しまして賛
成をするのであります。

処置もできておらない。結局しまするならば、せっかく買ひ付けた糸が下つた場合の織価維持の処置としかそれなりような、非常に小範囲の実際的効果をねらったような法案に陥つておると思うのでありますて、まあそれ自身が大して弊害も持ちませんから、私はここに賛成して参りますが、少くとも近き将来において糸を安定させしていくという方針が基本的にきめらるべきものか、あるいは織を生産する上にそれが基本として再生産をして、拡大増産ができるという態勢を整えることが重要性を持つかという点をもつと御研究にならんことを、よほどの事、織をひこ

メリカの市場においての生糸に対する運命についても、いろいろな面から各界の人に会つてお尋ねをいたしましたが、品質及び輸出の方法等において、日本がイタリアに食われている。ところは品質改善の面においても、またこの輸出振興の面においても、日本が反省しなければならない面だと思います。それから価格の面においては、今後は中共の糸から食われることは、これは必至であります。戦争中にあっても華中蚕丝等がやつた役割は、中国からの批判からするならば、中国において台頭し勃興していくどうとするところの繭の巣を、うつむき上からこ

しかしながら、本法案ができたとしても、こととは、今までの蚕糸業のいきさつから考へるといふと、一步前進ではあります、そういうような危惧が非常に常にある。政府はよろしくとの除に繭に対してももつと考へをえて、九千掛程度で、また九千掛以下で、これで最低保証をしてやるといふようなことは、繭の増産を期することはできぬ。また生糸の輸出に対してももつと真剣な考へをされなければ、私はこの法案といふものは、ただ単にからりしてしまって、この前の糸価安定法

第二は、質疑を通じて明らかにされましたたが、設置されまする保証協会の徵収する手数料は必ず補助の対象にされたいということです。

第三は、輸出適格生糸の保管団体の考選について、これまた質疑応答を通して明確になつたのであります。その内容が、普通の糸と玉糸の二つの關係を取り扱うのであります。この業者の資金の關係、運営上の役員等の關係について、不公平のありませんように、公平に処置をされたいということであります。

は全く輸出生糸を中心とした製糸業の安定が基本になっておりまして、繭の生産に対する安定は従前の立場におかれています。ただいまも白波瀬さんが御指摘になりました通り、私は少くとも今日の養蚕業を振興して、適正な輸出価格を維持して参りまするには、増産を行い、繭価をまず安定せしむるためにもと万全な策が基本的に講ぜられておられなければならぬと思います。その点が至つてしばらくとしておりますのみならず、そういう将来における減産等に対し局

○戸叶武君 私は本案及び付帯決議に賛成いたします。

この案を見ますると、価格の安定をねらつて輸出生糸を中心として考えておるようですが、今この生糸及び織の運命を考えるときに、やはり内需と輸出との両面から十分な考慮を払

この中國の繭が品種の改善等を行えば、当然日本よりも増産に、気候その他において条件が恵まれているんですね。このことは今後国際市場において、私はイタリアとの競争だけではなく、中国との関係の価格の面における競争といふものは十分考慮しなければならぬです。私たちも長い間中国において、日本の競争相手としての中国の産業を伸ばさないための方策のためにやつておられるというような批評も、あながち当っていないわけじゃないんです。

○森八三一君 私はただいま議題に
なつております薬価基準法の一部
を改正する法律案に対しまして、原案
に賛成するものであります。同時に、
要望いたしまして、私の討論にかえま
す。

第四点は、今回の改正によって、特別買い入れに対しましては、玉糸がその対象になるのであります。第二条の本則には、玉糸がまだ入っておりません。このことにつきましては、現在の糸の輸出の実勢から考えますれば、当然第二条に玉糸を取り上げるべきものであるというふうに思考いたしますので、近き将来第二条の対象に玉糸を取り上げるというような措置を講ぜられたいことであります。

長はどういう考え方を持つかと、こう質問しましたところ、ただ桑園のことに付いてくる数千言を費やされただけでありますて、その他いろいろわれわれのようなしようとでも考え方られる点などにはさらに御考慮を得ておらぬのであります。そういう点に対しましては、私は非常な不満を持ちますと同時に、本法案が、しかも過去の二十七年、八年の暴虐等を中心にして、こういう場合に押えるんだというて作られましたその根本は、今のところ押える何もの

わなければならぬと思います。これは生糸や織の問題だけでなく、今これらに近いところの性質を帶びている麻産業においても大きな変動が起きておりまして、東洋繊維のごときは六十四億の負債を背負つて倒産に瀕しているのでござります。これは輸出において行き詰まり、内需において合成繊維から食われてきているからであります。これは麻だけではなく、生糸の運命においてもこういうことを考えなければならぬのであります。私はこの正月、ア

いと思うのであります。
かかるにもかかわらず、この法案においては保管及び貿易上数量の過少な点において非常に弱点がある。政府側の答弁によると、六十億で足りないような場合におきましては、この法の精神にのつとつて、そうして援助を受けるような方途を考えたいと言つておられます、これは非常に頼りげないやり方であります。

しかし、いざれにしてもこの法案によつて一歩前進がなされたのは事実で

ありまするがゆゑに、私たちは不満足ながらこれに賛成するものであります。賛成者の一人として私たちが政府に責任を持つもらいたい点は、もつと広い角度からこの蚕糸業の前途に對して十分な配慮をもつて臨まれんことをお願いする次第であります。

「異議なし」と呼ぶ者あり

なお本案を可とされた方は順次御署
名願ります。

多數意見者署名

白波濶米青

「『政治家』は、今一歩進むべきところだ。
たゞよりてございますが、討論は終結
したものと認めて御異議ございません
か。

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。
蘭糸價格安定法の一部を改正する法律
案を問題にいたします。本案を原案通
り可決することに賛成の方の挙手を願
います。

○委員長(江田三郎君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

議長提出の付帯決議を議題としたしま
す。白波瀬君提出の付帯決議案を本委
員会の決議とする」とに賛成の方の挙
手を願います。

〔贊成者拳手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致と認めます。よつて白波彌君提出の付常決

議案は全会一致をもつて本委員会の決議とするところに決定いたしました。
なお、本会議における口頭報告内容、
議長に提出すべき報告書の作成、その他
他自後の手続につきましては、先例に
より委員長に御一任を願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

○委員長(江田三郎君) 速記を始め
て。この際、ただいま可決されました
付帯決議について、農林大臣から癡言
を求められております。

○國務大臣(河野一郎君) 蘭糸價格安
定法の一部を改正する法律案につきま
して、ただいま付帯決議を拝見いたし
ました。適切な御注意と存ります。私
といいたしましては、この付帯決議の御
趣旨に沿いまして、たとえば蚕の処分
に当りましては、決して生産費を下回

は、非常に貴重な意見を含んでいるところとも考えますので、これにつきましてはただいまの農林大臣のお答え以上に、もと農林大臣としても、あとで速記録をお読みになるなり、事務当局と御連絡を願つて、適切な処置をお願いしたいと思つております。

○国務大臣(河野一郎君) 実は私は就任以来、蚕糸業、特に養蚕業の発展、発達に意を尽して參つたつもりでございまして、これら養蚕、製糸、輸出業

○亀田得治君 これから続いて愛知用
水、それから何をやるわけですが、時
間が非常におそくなつてしまつてゐる
のですが、私どもは基本的な問題につ
いて少し突っ込んでいろいろ大臣から
直接聞きたいと思って期待を持つき
たんですが、どの点委員長はどういう
ふうにお取り計らひされますか。
○委員長(江田三郎君) ちょっと速記
をとめて。

委員長(田中重春) カハシタチのモ
帶決議に対する農林大臣のお答えがございましたが、私どもとしましては、この法案の審議に当たりましては、ぜひひとも農林大臣に聞いていただきなければならぬことがあると、こういうこととて日程を考へておりましたが、大臣の出席がいろいろの都合でございませんので、大臣の出席のないままに採決はいたしましたが、先ほどの白波瀬委員長の付帯決議の提案の理由、その他各委

○清澤俊英君 後段の質問が始まりますから、いれのじゃまにならぬようだ
さへきちよつと残つておりますしたの
で、その分だけを片づけておきたいと思
います。しばらく一つお願ひいたし
ます。

先ほどは疏安を中心とした基本方策の問題のほかに、混合肥料、化成肥料その他固形肥料等についても十分留意する、こういう御答弁でありましたが、具体的に将来成分等を中心にして不當な価格形成のできないよう御考慮が至急払われるかどうか、それだけをお伺いしておきます。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知の通り配合、化成、もしくは固形肥料等は、それぞれ農村になじみもございまして、先ほども申し上げましたが、なかなか困難でございます。この事情は御承知の通りでございます。しかし先ほども申し上げました通り、政府におきましてはこれらの肥料について特別な配慮をいたしまして、混合肥料といふような名前にしたらどうだという案も実はできておるわけであります。これを化成であるとか、配合であるとかい

○委員長(江田三郎君) それでは愛知用水公団法案及び農地開発機械公団法案を一括して議題に供します。

○委員長(江田三郎君) それでは愛知用水公団法案及び農地開発機械公団法案を一括して議題に供します。

（）われに「」法案につきましてはすでに提案理由の説明を聞き、なお愛知用水公団法案については内容の説明を聞き、若干の質疑を行い、さらに現地調査を行なつたのであります。本日は両法案によって提起されている、かかる事業の性格、その他これが基本的な問題について究明するために、特に農林大臣、大蔵大臣及び經濟審議会長官等政府最高関係責任者の出席を求めた次第であります。かような意味合いでおきまして御質疑を願うことにいたします。

なお、これら法案の細目については、 目を改めて御質疑を願うことにいたしたいと存じますから、その点御了承願います。なお大蔵大臣は間もなくお見えになるはずでございます。

○鶴田得治君 時間が大へん少いようですが、この愛知用水並びに今度の機械開墾という二つの問題が出てきておる。このことは今後の日本の食糧増産計画、こういうものについてどういう影響を持つてくるのか、そういう立場を私ども非常に実は関心を持つておるわけなんです。これはアメリカ側が今度の借款を供与する際にも、たとえば從來の日本の食糧増産計画も検討して、そうしてやはり一番効果の上るのは畠地灌漑と機械開墾だと、こういう考え方を持つてきておるようです。おそらくこのことは、この借款を受け入れた日本政府自身としてもそういう立場をやはり半ば是認をしてかかっておられるのではないかと、こういうふうな感じもするわけなんです。そういう点に

ついての、たとえばそれが干拓とか、
一般的の土地改良、それよりも日本の食糧
増産計画としては効率的なんだとか、
そういう考え方をはつきりと打ち出して
てこういう仕事を取りかかつておるの
かどうか。そういう基本的な問題には
触れておらないので、単にこの場所だけ
の開発計画としてこれが提出されてき
ておるものだと、そういうふうに理解
をしていいのかどうか、その辺について
根本的な立場をまず一つ農林大臣
から明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(河野一郎君) 御意見、私
はいろいろ考え方はあると思いますけれ
ども、わが国の現在の予算におきま
して、どういうまとまりたところに既
定の経費で手をつけるということはな
かなか困難だということで、これらの
ものが未着手であったと私は思うので
あります。たまたまこういう経費が出て
参りまするししますので、これだけ
のまとまったものをやることが適當で
あるところで、愛知用水、さらには
また北海道方面の仕事をやるようにな
ったたというふうに私は考えておりま
す。もちろん私自身の考え方いたしま
しては、引き続き私が就任いたしま
したときに、これらの仕事をついては相
当に調査も進み、計画も進みしておつ
たものでございまして、私もそれに検
討を加えまして、この機会に他の国庫
開墾等も、むろん相当の規模のものも
ござりますけれども、他のものについ
ては従来の既定経費をもって、もしくは
は将来予定できる国費によつてこれを
やっていくことができる。これだけま
とまつた大事業になりますと、これに
一時に国費を集中して使うといふこと
はなかなかやりにくいといふやうな意

味合いから、この計画を余剰農産物の資金をもってやるところにしていくのが妥当であるとう考へで、これをやることに進めておるわけあります。
○亀田得治君 ただいまの御説明ですと、一応将来の日本の食糧増産に対する開発計画、その方式といったよりも、大げさなことを考えておるのじゃなしに、「一応」として資金がまとまつたから、これに手をつけるのだと、どうしようもない御説明のようです。しかしながら、アメリカ側がこの仕事に対し援助を与えて、その背後の基本的な考え方の中には、一般的の土地改良とか干拓等よりも、これが経済的に能率がいいのだとか、どういう考え方方が確かにこれはひとつ、そういう考え方方が確かにこれはひどんでおるわけです。そういう考え方自身については農林大臣、あるいはいろいろの検討をされた農地局長等、これは考えておられると思うのですが、そういう考え方自身についてはどうぞはどのようにお考えでいらっしゃか。
○国務大臣(河野一郎君) 畑地灌漑といえども、機械開墾といえども、これは非常に今お話しの通り、御指摘の通り、効率的な仕事であるところなどには間違いない、それはその通りでござりますけれども、今私が申し上げましたことは、それと相関連いたしまして、現在日本の国内において想定せられておりまする、計画せられておりまする仕事のうちで、どういいう大きなものは、とかくいろいろなところに同効率のところがたくさんございますので、やはり小さいものから全国的これをおいたきなければならぬ必要もございまして、どうしてもこういうものはね、これがちになるときだ、どういふ資金

○竜田得治君 そういうたしますと、私が聞いておりますことは、純技術的に聞いておるわけですね。純粹に畠地灌漑や機械開墾が一般の土地改良や干拓よりも能率的だと、この考え方が出てきているわけなのです。しかもほかの要素を入れないで、それに対してはどのような考え方を持っておるか。これは農林大臣と同時に経審長官からも、これは一つ重要な点でありますので、考え方を承りたいと思います。

そこで私は先ほども申し上げました
ように、従来大規模な国営開墾を相当
大きくやつておりますけれども、今回
の愛知用水のようないろいろ超大規模
のものになりますと、なかなか現在の
わが国の財政規模におきましては、必
要と認めておつても取り上げるところが
なかつた。だままで今回の機会を得
た。そこでこの資金をこの方面に重点
的に回すことにより、他の一般の国内
のものはわが国の国費をもつて既定の
方針通りやるといふことがいいのじや
ないかといふことでやるということに
考へておるわけでござります。

急に着手できなかつた。それが今日こういうチャンスをもつて着手ができると、こういうふうに考へておる次第でございます。

○委員長(江田三郎君) ちょっとところの際お詣りしておきますが、先ほど鷹田委員から、本日は大臣の出席が非常にくれたので、きょう一日でやれなのじやないかという御意見でございましたが、できるだけ進めていきたいと思います。なお大蔵大臣は衆議院の本会議の関係があつて三、四十分しか本日はこちらにおれないそうでございませんがら、できるだけ大蔵大臣に關係のある質問を先にお願いしたいといつ政府側からの連絡でござりますから、それだけ申しておきます。

○鷹田得治君 それじゃ大蔵大臣にまづ聞きますが、農林大臣並びに経審長官も、結論としては從来のいろいろな土地改良と今度の問題と並行させてやついくと、そういう結論のようですね。効率等の技術的な問題は一応別個に言つたわけですが、そななりますと、さらに問題は資金の点ですね。從来一般にやられてきた土地改良等に対する資金の面、この点がやはり非常に気になるわけなんです。たとえば愛知用水の資金計画を見ますと、世界銀行からものは全体の資金からいたらほどのわずかですね。実際はほかの資金が多いわけですね。ところが余剰農産物増産の計画がどうなるか、資金的關係はどうかという御質問でありますから、これもわからぬわけですね。これは政権が変わればなおわからぬかも知れない。そういうふうな要素を含んでおりまし、それから一般会計からこの円資金の中に非常にたく

さん出ておるわけですね。

われわれが心配するのはそこんであります。愛知用水に手をつければ、ど

こは一つの大きな計画ですから、どうしたつて進めなければならぬであります。愛知用水に手をつければ、ど

ういう場合にそれでその

内に円資金として国内で調達すべき筋合のものと私は考へておるわけであ

ります。

問題はどうして調達するかというこ

とであります。今後の国内の円資金の使用方法であります。これは從来非常に資本の蓄積も乏しかった関係

もありまして、同時にこれを重点的に

やらざるを得ない、重点的にやってお

ります。今後は私はやはり重點的な資

金の使い方は依然として継続していか

なければならぬが、他面資本の蓄積

が從来から比べてずっと増加するだろ

うというふうにも考へる、そこで資本

の力が増加する。国内の円資金をどう

いうふうに重点的に持つてゆくかとい

えば、今後はやはり食糧増産といふこ

とが最も有利な、最も優先されて使わ

れるべき方向になつてくるだろう。言ひ

えればそういうふうな転換が今後私

は行わねばならない。たとえば電源開発、

電源開発も今後やはり考へていかなく

てはならんと思ひますが、電源開発に

ついては今年なんか非常にビーカー

不運にして三十年度は一兆億の予算に

限定されまして、その方面的予算は約

三百五十億近くしかなかつた。こうい

うわけでござりますが、それが今度愛

知用水余剰農産物ができました結果、

三十億余わたわけであります。来年度

三十一年度におきましても、大体六百八

十億、これはもちろん愛知用水も入

ておりますが、それだけの予算を計上

いたしたいと、こういう現在の状態で

あるわけであります。三十年度が三百

五十億に対し、三十一年度は非常に急

速にふえまして六百八十億という金を

もつていただき、こういう考へでござ

います。従いまして来年度からに余剰

農産物が入らぬということになりまし

ても、どうしてもこれは国内資金でそ

の計画した事業をやつていただきと

思つておりますが、幸いに余剰農産

物の話がつきますれば、その運営につ

きましては、資金の配分につきまして

は、非常に容易になつてくるという考

えでござりますから、これはやはり來

年年度もできますれば余剰農産物等に

よつてただいませつかく考慮中でござ

います。

○重政廣篤君 今農林大臣も、その点

がこのたびの特殊地域開発をするかせ

ぬかという私は根本問題であろうと思

う。全國の食糧増産の計画をいたして

おる土地改良等にしわ寄せをする期

間が来るのじやないかといふことが一番

心配なんで、その点農林大臣も、これ

は別である。経審長官も大蔵大臣も食

糧増産を重點的にやると言われるが、

どうもそれだけではまだほんとうにそ

れを信じてしまつうといふわけにいかな

い。何かことに、あるいは開議決定をし

てもどうだらうと思うのだが、何かほ

かにこれをしつかり今の中閣としての

力を尽した意味において表現をする

私は方法があるのじやないかとこう思

う。この点を第一に質問いたします。

それからなあ、そういう気運を持つ

ということは、實際経審長官は三十一

年度の食糧増産の六百八十億に愛知用

水も入るというので、簡単に申されま

したが、私はこれは私の考へは、當時

この六百八十億は入れておらねなかつたのじやないか、途中でこういう問題

が生じたために、六百八十億の中に

入つておるというようなことに私は答

弁せられたのではないか、途中でここまで

疑うのです。そうすると三十年度には

御承認のように三百五十億で、百億の

融資とその他補助金とか何とかで二百

五十億出される。そうすると六百八十

億は、これは愛知用水の部分に対し

て融資の形が幾ら人つておるか、その

他が幾ら入つておるかといふことも、經

審長官お答えになつていただきたい。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま

こちらで六百八十億をどの部分からど

うするかといふ、どういうふうなこと

はただいま持つておりませんですが、

○國務大臣(萬田尚登君) 余剰農産物の問題は、從来一般的な方法でそれをやつけておるが、それは重点的に持つておるつもりでありますから、國内円資金の問題でありますから、國

内に円資金として国内で調達すべき筋合のものと私は考へておるわけであ

ります。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま

大蔵大臣がお答えいたしましたご

承願えるんじゃないかと思っておるわ

けであります。

問題はどうして調達するかといふこ

とであります。今後の国内の円資金の

使用方法であります。これは從来

非常に資本の蓄積も乏しかった関係

もありまして、同時にこれを重点的に

やらざるを得ない、重点的にやってお

ります。今後は私はやはり重點的な資

本は依然として継続していか

なければならぬが、他面資本の蓄積

が從来から比べてずっと増加するだろ

うというふうにも考へる、そこで資本

の力が増加する。国内の円資金をどう

いうふうに重点的に持つてゆくかとい

えば、今後はやはり食糧増産といふこ

とが最も有利な、最も優先されて使わ

れるべき方向になつてくるだろう。言ひ

えればそういうふうな転換が今後私

は行わねばならない。たとえば電源開発、

電源開発も今後やはり考へていかなく

てはならんと思ひますが、電源開発に

ついては今年なんか非常にビーカー

不運にして三十年度は一兆億の予算に

限定されまして、その方面的予算は約

三百五十億近くしかなかつた。こうい

うわけでござりますが、それが今度愛

知用水余剰農産物ができました結果、

三十億余わたわけであります。来年度

三十一年度におきましても、大体六百八

十億、これはもちろん愛知用水も入

ておりますが、それだけの予算を計上

いたしたいと、こういう現在の状態で

あるわけであります。三十年度が三百

五十億に対し、三十一年度は非常に急

速にふえまして六百八十億という金を

もつていただき、こういう考へでござ

います。従いまして来年度からに余剰

農産物が入らぬことになりまし

ても、どうしてもこれは国内資金でそ

の計画した事業をやつていただきと

思つておりますが、幸いに余剰農産

物の話がつきますれば、その運営につ

きましては、資金の配分につきまして

は、非常に容易になつてくるという考

えでござりますから、これはやはり來

年年度もできますれば余剰農産物等に

よつてただいませつかく考慮中でござ

います。

大体食糧増産に六百八十億円を使う
と、こういう予定でござります。

三

○重政 勉徳君、それで私はおそらくそのことがお答えできぬのじゃないかと思うのです。そういうことで私は非常に疑つておる、非常に疑つておる。(笑) だ納得ができない。で、一つこれは大臣が経審長官か、何かの方法でそれを信じじさすべき、国民に土地改良に対する寄せをしないという方針を信じじさすべき何かの表現をする方法はないのですか。

○重政隸属君 今の経審長官も大藏省
臣も御答弁にならないのです。私の質
問に対しても非常にあいまいで、われわれ
はまだ疑いを濃くしただけなので、
す。だから、三長官の意思は同じなん
だから、何かの方法で国民に将来わ
寄せしないのだということを表現する
私は方法があるだろと思う。

○國務大臣(河野一郎君) 私は機会が
あるたびに申し上げました。既定の、
今重政委員のお話しになつております
が、國內の土地改良法、この度田畠水

資金が入らぬ、世銀の金はどうなるといふことのために、これらの経費に事欠くといふようなことは絶対にないといふことを申し上げることは、これは私は政府としてできると思うのであります。ただそれより進んで、いろいろと経審で案をお立てになりました六ヵ年計画、これにつきましては、なお今審議中でございまして、計画中でございまして、これについては一応御説明は申し上げましたけれども、資金の裏づけ等についてはまだ未決定の分があると、うことに申す所をき、そこま

われわれは少くとも同意できる。だけわけどもが、一般の事業に将来しわ寄せを及ぼすといふ憂いがあるといふなどば今そんなものをやらないでもいい。一般の事業に資金を振り向ければいい。こりうる結論になるだつて想います。その点は今私が申し上げましたかのような意味でおやりになつておるかどうかということを開きたい。

○國務大臣(河野一郎君) 新規事業のことござりますが、御承知の通り昨年度も実は新規事業をやつておられるござります。これは農林省本部事業

上げました通り、これらの今手をつけたておりますする事業場となるべく早く実現成するということは一番大事なことです。新規な事業はむろんやらぬとは申しません。やるつもりでおりますが、新規の事業よりもこれらの完成に重点を置くことが必要だと思います。今、重政さんもおっしゃるように、懇親会をやるからほのかの事業をやらなければいけないわけではありません。先ほど申しますことは、万が一そういう事態

○重政官僚
だからわれわれ国民は信することができないのです。三長官がおののおの土地改良に将来わ寄せない方針であると申されましても、われわれ信することができない。だから一つ何か闇議の決定で世の中に発表するとか、何かの方法をお講じになることが得るだらうと思う、そのくらいの御決心ならば、この点一つお伺いいたします。

○國務大臣（一萬田尚登君） 六百八十九億の点は、これはまだ十分な検討を加えていないといひだけでありまして、できるだけ検討を加えて、まあ資金的協力していきたいと思っているが、まだきまつていしないような状態であり

れからどういうふうにやつていくかというふうにして増産計画を立て、いかがということにつきましては、食糧増産五ヵ年計画を樹立することもあります。しかし、これは実施されなかつたといふようなことで、従来わが政府の方においても六ヵ年計画を作つた、その六ヵ年の裏づけがないじゃないか、いろいろ心配だと、どうおっしゃることもつともでございますが、私の考いたしましては、今着手しておりますのをこれを完成し、あわせて用水その他機械開墾ここで実施しまして、これが明後年余剰農産物をどういうふうにして増産計画を立て、いかがということにつきましては、食糧増産五ヵ年計画を樹立することもあります。しかし、これは実施されなかつたといふようなことで、従来わが政府の方においても六ヵ年計画を作つた、その六ヵ年の裏づけがないじゃないか、いろいろ心配だと、どうおっしゃることもつともでございますが、私の考いたしましては、今着手しておりますのをこれを完成し、あわせて用水その他機械開墾ここで実施しまして、これが明後年余剰農産物を

は、
して
地改良に対しても希望がある。な
らにあつたように、全国から、非常
は集団的な大面積ではないが、
る経済効果の点から言つたら、
用水一つやるよりも効率的である。
その点の検討もおそらくして
いだらう。そうすると、そういう
に解消するということになると、
農産物の売り上げの資金を從来國
般が希求しておる。そういう事業
向けになれば一番いい。あえて特
地域の開発をここで始めなくてあ
と私は了解するのです。あくまで
定地域の開発がそういう借款とか
剥農産物等の機会があるために始
た、これは納得できる。その本旨は

いわ
たと
いわ
かわ
うに全国に一律とは申しませんけれども、ばらまく主義はやめまして、からそういうふうに効率的に事業力をつけていくということにして、早く完成するようにしていきたいと、一面、新規の事業も若干始つもりでござります。そういうことでやつて参りまして、今やつておられる場所についても相当広汎にわたるところは御承知の通りであります。しかば、これらの事業を完結していくことになりますと、むろんたくさんあります。ございますが、今私の方

資金にしましても、明年度は相当に増額をしていくよう考へたいとおもふにいたしておりますので、今御指摘になつておりますように、だめになつたらどうするか、借りられなくなつたらどうするか、これが非常にしわ寄せされることになりますがとにかく御懸念でありますけれども、土地改良、食糧増産の必要は、先ほど大蔵大臣が述べられましたように、これは政治の上においてどうなつても御異存ないところだと思うであります。この資金がだめになれば、他から当然補てんすべきものを補てんしてこの事業を遂行することは、どなたが政局を担当なさつても、当然私は考へて実行いたす

資金が入らぬ、世銀の金はどうなると
いうことのために、これららの経費に事
なくといふようなことは絶対にないとい
うことを申し上げることは、これは
私は政府としてできると思うのであります。
ます。ただそれより進んで、いろいろ
経審で案をお立てになりました六ヵ年計
画、これにつきましては、なお今度
の審議中でございまして、計画中でござ
いまして、これについては一応御説
明は申し上げましたけれども、資金の金
裏づけ等についてはまだ未決定の分がある
あるということに御了承置いていただき
たいと思うのであります。

○重政鹿鳴君 今農林大臣の御答弁を
承わったのですが、今までいろいろ承
わった御回答とはちょっと変つたよう
に私は受け取れた。新規事業を場合に
よつたら停止して愛知用水を施行する
というような場合もあるかもわからぬ
ように私は受け取つた。こういうこと
になると、また議論が非常に問題にな
なつてくる。今、亀田委員からも最初
にあつたように、全国から、非常に土
地改良に対しては希望がある。ただど
れは集団的な大面積ではないが、いわ
ゆる経済効果の点から言つたら、愛知
用水一つやるよりも劣らない効果があ
る。その点の検討もおそらくしていな
いだろう。そうすると、そういうふう
に解釈するといふことになると、余剩
農産物の売り上げの資金を從来国庫一
般が希求しておる。そういう事業にお
向けになれば一番いい。あえて特定の
地域の開発をここで始めなくていい
と私は解釈するのです。あくまでも特
定地域の開発がそういう借款とか、余
剰農産物等の機会があるために始まつ
た、これは納得できる。その本旨はわ

われわれは少くとも同意できる。だけれども、一般の事業に将来しわ寄せを及ぼすという憂いがあるというならば、今そんなものをやらないでもいい。一般的の事業に資金を振り向ければいい。こういう結論になるだろうと思思います。その点は今私が申し上げましたような意味でおやりになつておるかどうかということを開きたい。

○國務大臣(河野一郎君) 新規事業のことなどざいますが、御承知の通り昨年度も実は新規事業をやっておられたのであります。これは今農林省が事業を施行しております土地改良、府県その他でやっております事業が非常に多くなつておることは御承知の通りであります。そこで私としましては、今までから少くとも從来着手しております事業場につきまして、今後さしあなたがり三ヵ年を一期とみまして、三ヵ年間効率的に重点的に工事の完成を急がしていきたい。さらには次に、できれば三ヵ年くらいを限つて地元の協力を頼り、ぜひ完成年次を早めていくようにしていきたいといふことで、從来のように全国に一律とは申しませんけれども、ぱらまく主義はやめまして、今年からそういうふうに効率的に事業場に力をつけていくということにして早く完成するようにしていきたいと考える一面、新規の事業も若干始めることであります。そういうことをやって参りまして、今やつております所についても相当広汎にわたつておることは御承知の通りであります。しかば、これらの事業を完成させて、そうして新たに新規事業をということになりますと、むろんたくさんござります。ございますが、今私が申し

上げました通り、これらの今手をついておりまする事業場となるべく早く実成するということは一番大事なことである。新規な事業はむろんやらぬことは申しません。やるつもりでおりますが、新規の事業よりもこれらの完成成績を置くことが必要だと思います。重点を置くことが必要だと思います。

今、重政さんもおっしゃるように、煙草用水をやるからほかの事業をやらかさないで、今の事業をやるけれども、新規事業については考えないのか、決して考えないわけではありません。先ほど申しますことは、万万一そういう事業があつても、今の事業が途中でためになるとか、この事業を年次を繰り上げるというようなことをしなくて、一方において、だんだん事業は完成していきますから、現在の予算の範囲内においても相当やつていける。さらに私が先般来申し上げます通り、今年よりは来年はさらに土地改良については相当に金額もやすような考え方でやります。それから、かたがた余剰農産物の資金にしましても、明年度は相当に増額をしていくようと考えていただきたい。いうふうにいたしておりますので、今御指摘になつておりますように、だめになつたらどうするか、借りられなくなつたらどうするか、これが非常にしわ寄せされることになりますが、とにかくこの御懸念でありますけれども、土地改良、食糧増産の必要は、先ほど大蔵大臣が述べられましたように、これは政治の上においてどなたも御異存ないところだと思うのであります。この資金がだめになれば、他から当然補てんすべきものを補てんしてこの事業を遂行することとは、どなたが政局を担当なさつても、当然私は考えて実行いたします

ものと私は期待いたしております。そういうことでございますから、この要請を及
知用水について、この機会にこれを着手し、これを運行して参りますことが、
手しこれを運行して参りますことが、今想像されます資金に支障が起つて
かろうか。これはわれわれが政府をやつておるとおらぬとにかくかわらず、
どなたがおやりになつても、わが国の現状において食糧増産に必要な最小限度のものはかなり予算化せられるところとは、私は信じて疑わないものであります。そういう意味から申しまして、この点について、この事業を着手するといふことが将来他の事業に影響を及ぼすとかしわ寄せするとかいろいろな事態にならうとは考えていないのでござります。

予算をつけておるわけござりますかね。これが新しく愛知用水のために、そのほか農地開墾に着手いたしました結果、その方の資金繰りのつかないために、全体の食糧増産計画を阻害する、しわ寄せするということは万ないよろしくいたしますと、どうとどを、ここに農林大臣なり大蔵大臣がこれを認めます。たなばあ、これは私は国民に対するものなりつばな表現だと存ずるわけであります。

○重政席徳君 実際こうしつく私が申し上げるのは、經企長官が来年度の六百八十億に愛知用水も入れておるとおっしゃったから、ますます何を言わわれるかもわからない。途中でお変えになつた、これは從来の経済からは想像しておる。で、まあどういふことを申し上げたので、一つ表現の方法をお考へいたくことを提案いたしたのですが、私の質問はこれでやめますから、どうか一つ、三大臣そろつて予算委員会においても大体今のような御答弁をされたい。大臣別々になさつたのだが、この点一つ間違いないように、農林大臣の所管であるから一つお願い申し上げておきます。

○國務大臣(河野一郎君) だんだんの御要望よく了承いたしましたし、大蔵大臣も經企長官もお聞きの通りでありますから、明日開議におきましてこの問題についてとくと相談をいたしまして、それをもつて私からなり總理大臣からなり改めてお答えすることにいたしたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) 大蔵大臣はさつきから衆議院の本会議の関係で呼んでお来りますが、帰つてもうらで

○森八三一君 今の問題、実は私は聞いておりまして、非常に奇異に感ずる所以であります。と申しますのは、余剩農産物受け入れに関するもの審議のときには、六百八十億のとともにしばしば問題になりましたして、今、重政委員からのことも問題になって、それで最後に政府の見解を明確に御答弁をいただきまして、これは経企長官もはつきり御存じのはずであります。政府の見解をまとめて翌日の委員会にはつきり文書で書いてお話をになりましたので、今さらそれがばやけてきて、これからまた農林大臣お話の、あしたの閣議なんというじゃ、われわれはあの余剩農産物の受け入れに関する重大な関連がありますので、はつきりせしめようと思つておるのに、あのときはどうをおつしゃつたのですが、ところごとになつてしまふのです。これは大蔵大臣とか何大臣じゃない、政府の見解をはつきりして御答弁をいただきたい。外務大臣が副総理という資格でおいでになりまして、よろしくござりますといひのでは、はつきりこれはなつて、翌日は経企長官が文書で書いたものをお持ちになつて御発表になつたのじゃありませんか、政府の見解を。それには重政委員の疑問とされておることをきわめて明確に御答弁になつたので、その際につけ加えて、余剩農産物のことについてまだ決定しておりませんが、もし来年国内の生産との関係において、余剩農産物を受け入れることができぬといふことがあっても、一旦やりかけたこの仕事を途中でやめることは断じてありません、そのため食糧増産計画に

影響を持たせるということは断じてございません」ということを、少くとも現在政府としては方針を明らかにせられたのです。それがぐらついて、もう一ペルセン閣議でとどくことになると、どうもわれわれは審議することについて非常に疑問を持ちますが、経企長官、その点はどうなんですか。あれは政府の見解を、私は速記録を見ればわかりますが、おっしゃったと思いますが、どうじゃなかつたのでしょうか。

○國務大臣(高崎達之助君) ただいま御質問はその通りでござります。これが間違いありません。

○鷹田得治君 ただいま森委員から御指摘になつた点、非常に私はやっぱりいろいろ法案の審議については重要な問題がたくさんあるのです。だからこそ私も検討すべき大きな問題點を相談してみると、そうして何か改めて書いたものでも持つてくるというような意味のことを持ちつとおっしゃつたのですが、もしそういうことなら、やはり明日至急閣議をやつてもらって、明確にしてもらつて、新たに明確になつたものを基礎にして私どもはやはり審議したい。農林大臣先生ほどからなかなかかうまく、大蔵大臣、経企長官の困つておるところを答弁されてしまいますけれども、よく考えてみると内容は何もない。ただ言葉巧みにうまくこうやっておるだけ、やはりその数字的に問題になつた点を明確にして私ども質疑をしたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 私が申し上げましたのは、先般政府の方針を経企長官から申し上げたことと、今重政委員のおっしゃつたのは、内閣が代つて

も、もしさういう事態が起つてもどうなるかということを安心のいくよろこびでございましたから、私は重政さんのおっしゃるのは、露骨に申せば總理大臣でも出て答弁をするということではないのか、ないしはまた閣議の決定をして持つてきた方がいいかといふこととのために申し上げたのでございましたて、先般読み上げたものは、との余剰農産物の審議の際に問題になりましたのは、その年次計画についていろいろお話をありました際に、その年次計画についての裏づけのお話をここで申し上げたのでござります。でございますから、その年次計画の裏づけについてもささらにそれを明確にするために、今のような措置をとる必要があるというふうなことを重政さんがおっしゃったと思いましたので、そう申し上げたのでございましたして、今経企長官がお答え申し上げました通りに、森さんのお話の点はあれが違つてゐるということを私は申すのじゃないのですから、あの通りでよろしい」ということならば、それはその通りで、ここに大蔵大臣と経企長官がおられますから、両大臣からお認めになつてゐるのですから、私は御了承いただけばけつこうです。しいて私は押すのじゃないのですから、その点を御了承願いたい。

題でござりますが、含んでいない六百八十億でも、大蔵大臣の先ほどの答弁ではなお検討をするといふことなんですが、あります。これを保証するといふことであります。従つて問題は一向にまだ片がつきませんが、衆議院の関係で大蔵大臣を呼びにみえておりますから、大蔵大臣はまたもう一へんよく意見をまとめられて当委員会へお見えでござりますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 委員会には何回でも参ります。

○委員長（江田三郎君） 意見をまとめずに何べん来られても、同じことなんですが……。

それでは、なおそういう点につきまして、ただいまの資金計画の問題については、政府の方でもよく相談をされて、改めて大蔵大臣に来ていただくということでお、大蔵大臣だけは一応帰つていだきます。

○清澤俊英君 六百九十億というふうにおっしゃったのです、あのときはそれにプラス・アルファ、十億がついているのですよ。愛知の方も十億ついているのですよ、本年。来年はそれは約束せられたと私は聞いたのです。これは、はつきり出ているのです、この今年度に減らした分の十億をプラス・アルファで出しますと。

○委員長（江田三郎君） さような清澤委員のおっしゃるようななどにつきましては、いずれ次の委員会では当日の速記録も持ち出しましてはつきりしたいと思いますから、今の資金計画以外の問題について両大臣に御質疑ございましたら、御質疑を願います。

○東隆君 河野農林大臣は今度アメリカに行かれますようありますが、これ

関係もありますから、種類につきまして、少しも種類を増しまして、トウモロコシといったような方面とか、家畜の飼料になるようなものを持ってくるわけがあります。なおこの受け入れました資金の用途につきましては、これは小さな点については相談をする必要はありませんが、大ワクについては一応相談する必要がありますから、大体今年は数量はあるいは去年よりも減るかもしれませんが、これの資金の用途については、少くとも半額くらいは、この農産物を受け入れることによって議性を受けるのは農民であるから、この農産物の増産、農業関係に直接または間接に寄与する方面に使うというとついての了解を得たい、こういうような主なる点について今話し合いたいを進めております。

くと思います。従って、世銀と、それからこの余剰農産物によるところの次金と、どう合せて私はほぼ推定がつくと思うのですが、その世銀と余剰農産物関係の割合はどういうふうにならなかか、その方面のことについてはおわかれりになります。

○國務大臣(高橋達之助君) 世銀から借りるということにつきましては、これは本年度きりのものでございまして、来年度は考ておりません。そういうわけでございまして、それからまた先ほどお話を大豆といふようなものにつきましては、これは非常に考慮する必要があると思います。余剰農産物の中には大豆も入つておりますけれども、これを入れてくれないかというふうなことをこちから申し込んでおります。そういう次第でございます。

○委員長(江田三郎君) ちょっと高崎長官のお答えには、世銀は来年から入っていいなどということございませんたが、この資金計画の三十年、三十一年、三十二年(三十三年)ずっと世銀關係が出ていくのですが、これはどういう意味でおっしゃっているのですか。

○国務大臣(高橋達之助君) 世銀の方は、大体營業用水について一千万ドル、それから機械關係の方についてはトータル・アマウントで大体話を今つけておるわけですから、そのプラスは話のものを、どうして一兆円のワクからではないというふうに考えます。

○戸叶政君 大蔵大臣がおるときに質問したかつたのですが、さう大蔵大臣も農林大臣も一致して、この食糧増産ということは重大であって、土地改良といふものに重点を置くようなお話をでしたか、それほど重大で重点を置くものを、どうして一兆円のワクからは

ずしてしまって、そうしてこの外国からの資金によってまかなわなければならぬような施設を今の政府はとつてゐるか、その一点を聞きたい。

それから次にもう一つは、何かこの日本の国民经济の上において、特に經濟自立能勢を作る上において、食糧増産といふものはきわめて重大であり、しかもその中において土地改良といふものが骨格をなす。そういう問題に対して、との余剰農産物関係から資金をいただいてゆくといふやり方によつて、この余剰農産物の受け入れといふものを恒久化させるための手段に使われているようないふ象があるのだが、そういう心配はないか。

第三点、河野農林大臣の言動を新聞等で見ると、すでに来年度はもう余剰農産物を受け入れなければならないよう、またそのためアメリカとも打ち合せをするような意向で行かれれるようありますが、アメリカ自体の政府の今後の施策の中において、大統領選挙その他を通じてみても、農民の動向をキャッチしなければならないというので、農産物の価格安定に奔走したり、特にこの農村における大きな勢力を握っているところの小麦生産者のための処置といふものに非常に苦しんでおられます。それから見ると、勢力の弱い酪農関係は幾らか第二義的に取扱われているので、従つてアメリカ酪農の中心問題として生産物の価格の暴落が起きて、アメリカにおける農業恐慌は酪農の世界から起きて、それが日本にもダンピングになつて、日本の酪農の立ち上りを阻止するような傾向がある。こういうふうにアメリカの必要からきている要請というものを、明らかに日

これがしてしまつたの、いたしかねない。そういうような印象が強いのですが、何が故にこの経済自立の上において、食糧増産、土地改良が重要であるという方法をとらなければならないか。河野大臣の話の一方においては、必ずしもこういう方法によらなくても、やるべきものはやらなければならぬといふような信念も御披瀝のようですが、その点をはつきり河野さんから承わっておきます。

本日を述べて、いかにして一ヶ月間に合うのではなかろうかといふので、今回の予算の編成に同意をして参つたのであります。そこで、しかばねでござります。それほど重要な土地改良ならば、これを国費によって、一般経費によつてやつたらどうかといふことなどでございますが、これは現在の状態においてむろん全体をまかなうものでござりますので、この負担を後年まで譲つてやるといふことが必ずしも私は間違つたことではない。たとえばかつて公債政策によつてこれらの事業を行い、そして順次公債の返還を行つたといふことと同様な意味において、これを四十年の長期にわたつて、これを農民の負担に依頼し、または国家の負担によつてこれを返済するといふことによつて、この膨大な経費を短期間に負担していくには、この方法が一番妥当であるらといふことでいたしましたのだと思つるのであります。

もしくは高いもの、悪いものという場合には、それをしも忍んで土地改良のためにこれを買わなければならぬといふことは決して考えていないのであります。少くとも今年度の交渉に当りましても、われわれの予期するところの価格で、そうして予期するところの必要な品物が買えるならば買うということで、どこまでもわが国の必要度においてこの資金は得るのであるといふふうなことで考えていくつもりでございまして、アメリカで余つておろりがおるまいが、結局わが方として入用なもの納得のできる価格で入れてくるということをやつて参るつもりでございますので、これはそういうことに御了承をいただきたいと思うのでござります。

土地改良といらものが食糧増産に一番
重要だと思うのです。そういう問題を
の一兆億の予算の中軸に盛らないで、
外にはじき出していくようなやり方と
いうものは、私どもは実は納得いかな
い。それに対し河野さんは明年度から
い。この拡大均衡を当然
拡大均衡といら形で、というふうに逃
げておりますが、この拡大均衡を当然
やる場合におきましては、とういうふ
うの本予算の中へ取り入れていくかどう
かということをお聞きしたいことと
余剰農産物によっての円資金といら
のは、もつと食糧の問題ばかりでなく、
ほかの問題に使っていいので、日本の
自立經濟の骨格をなす問題が、いつで
も外国の操作によつてどうでも動くよ
うな形によつてなされるということ
は、私はとられないところじゃないか
と思うので、その点、河野さんにお聞
きしておきたい。

ものについては、これを今申し上げます。すような円賃金でやる、で、着手のきっかけを作るということの私はいい機会ではないかと思つておるのでござります。でござりますから、先ほど来お話をありました通りに、またこの賃金が得られない、交渉が不調に終つた際にも、決してこれが不調に終つたために影響を及ぼしてどうだということのないよう、かれこれ勘案してものを進めていくことは必要である、こう考えております。で、ただ今土地改良で一番必要なことは手のつけてあるものを早く完成するということである、国営開墾にしても、その他、県営開墾にしましても、土地改良につきましては非常に完成年度がおくれております。たくさん手をつけておりましがれども、今日まで終戦以来相当長期間にわたり、相当多額の資金が投じられておりますけれども、完成したのには至つては非常に少い。ほんとうに効率を上げているものに至つては微々たるものであるというような点は、私は、はなはだ遺憾でありますので、これらを重点的に早く完成をして、早く貢献するようにしていきたいということに努力をして参りたいと思うのでございまして、従つて余剰農産物によって、愛知用水、ことに機械開墾のことをは、これを試験的に行いまして、これが成功するということになりますれば、全国の、機械開墾によつて効率を上げる所については直ちに着手する所場がたくさん出てくると思うのでございます。これらについても特に考慮していくべきたい。ただいま御指摘の点よく私はわからないのですがございませんけれども

も、今私の申し上げましたように、そういう非常にたくさんのいろいろに熱望されておるところがありますから、これらは私は何と申しましても政治的にいろいろな要求をこざします。これらを勘案いたしまして処理して参ること非常に困難もござりますので、これを今申します通り一ヵ所に資金を導入するということはなかなかむずかしいことになります。でござしますから、この機会にこうふうものに手をつけようとすることは非常にいいことではないかと、いろいろふうに考えておるのでござります。

○江田三郎君 ちょっと企画庁長官にお伺いしておきたいんですが、今、田中君が言われましたアロケーションの問題がありますが、このアロケーションのこまかい問題については事務当局の方から後ほど説明を聞きたいと思います。ただ、あなたの方で基本的にアロケーションの仕方にについてどうお考えになつておるかということをお聞きしておきたい。それは、たまたまこういうことにぶつかったのでありますし、今後これが一つの例になつて、今後起

まして、そういうときに、一体そういう長い長期の見方をどういうふうにされるかということなんですね。たとえば、ここで見ますと、第一、工業用水なりあるいは飲用水の問題につきましては、すでに名古屋市ほか関係何ヵ町村と話し合がついて、二十三円に決定した、こういうように出でております。そこでは、これはもう一つの決定になつておりませんが、そういう際に、ただいま私が申しましたような長期の見方から、ロケーション」というものをお立てになつたのがどうかということをお尋ねしておきたいわけです。

今までの報告をもとにしますと、正確なものは出来ないのですから、そういう問題をどう修正していくかといふことを考へなければなりません。あるいは生産費について、農民の労働力、労賃といふものをどういう評価をしていくかといふことも聞いてみなければなりません。そこで、そういうようなごまかし問題につきましては、私どもは後ほど事務当局によくただしたいたいと思いますが、ここに書いてあるところのアロケーションといふものは、一つの確定的なもの、最終的なものとお考へになつておられますか。それと

田中君一著　和とモ委知月才の栽培
視察に参りまして、現地でいろいろ説明を聞いてみますると、まあ今の水不足のために裏作ができるかたところに水をやつて裏作ができるようになります。ということ、従つて麦と菜種ができる。それからまた畑地に水が不足で陸稻ができるなかつたところへ水をやつて陸稻を作っていく。これはまあ非常に顯著な経済効果で、だれが目にも、もう大きな今度の効果だと思われるのです。ですが、そのかわり何分にも丘陵地帯でござりますので、現地で説明を聞きますと、ここは一つ牧草と畑作との輪作のような形式にしていきたいといふふうに説明をしておられるところが非常に多いのです。これまた私は、そのような御着想は、まことにけつこうで、双手を上げて賛成するのであります。しかしその方は実はあの薬用用水の概要というものを見ますと、経済効果の面には書いてございません。まあおそらく、だいぶむずかしいことありますので、そういうふうに正確を期する効果についてお取り上

れども適確に進めていくところとな
かなか困難であり、ことに自給飼料
の面に至りましては育点中の盲点でな
ると私は思う。そこで、こういうう
に、やはり公團の開発の総合計画の
中には、はつきりお入れになつて、
これでどれくらいの自給飼料がで
きて、そしてどれくらいの畜産の増加
になるといふようなことを、私はアド
ケーションの問題には取り上げない方
がいいと思ひますけれども、計画と一
てはどうしてもお持ちになるべきじゃ
ないか。ことに、やがて基本計画等を
御設定にならなければならぬ際でもあ
りますし、それには、やはり関係者が
全部その頭になって進んでいくとい
ふことが必要であろうと存じますので、
この点の御配慮をわづらわしたいと存
じますので、一つ御所見をお伺いした
いと思います。

○國務大臣(河野一郎君) ごもっとも
な御意見でございまして、係からたび
たびそういう話を聞いております。私
もそれには賛成いたしておるわけであ
ります。

きくるところのアロケーションの一つの基本になると思ひますから。私がお聞きしたいのは、こういう事業といふものは長期にわたって効果が出てくるわけで、その際アロケーションをするのに長期の見方をしておられるがどうか。たとえばここに経済効果のとぎに、農業関係でいきますと、米は九千五百円という見方をしておられる。しかししながら急に農林大臣が米の相場を下げられるということはございませんけれども、しかし一体世界の米麦の相場から見て、これが償還は、十五年先になつてもこういうものが保証できるかどうか。一方におきまして、水といふものの価値が——まあ水の価値といふものは、農業と工業という二つの關係した産業が、これからどういうよう技術的に進歩していくかということによつて違うと思います。たとえば、工業が非常に進歩した場合には、水に対する負担は相当まだやしても苦痛でない。しかしながら、農業の場合には、水に対する負担をもう少しやつしていいほど急速な進歩は望めぬと思うのであり

○國務大臣(高崎達之助君) それは長期の計画から立てておりますが、現状におきましては、電力は幾らくらいに売れておるか、あるいは水道は幾らぐらいたるに処理されておるか、あるいは工業用水はどうのくらいといふことは今数字がはつきりわかつておるわけです。それで、農業の方におきましては、従前、農民とうるもの、水を使ふといふことにつきましては、なかなかこれに対する金を払うということについては、現状におきましてその訓練を受けておらないわけであります。従いまして、できるだけ農村の負担を少くするよう、軽くするような方法をとつて、いくようにアロケーションをして参りたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 総合開発の各事業に対する費用の分担は、その基準に関する政令を昭和二十七年にきめまして、それに基いてやっておるのであります。そのときに、これは長い将来にわたる考慮といふものを実際問題としてはやつておりますけれども、果してこれをどういうふうに取り入れるかというとついては、いろいろ問題があるのです。経済学上可能な限りにおいてのそういう考慮は入れております。その後、農産物の見方なり、あるいは電力料金の見方等については、局部的な修正を加えておりますが、大きい変化はしておりません。さように考えております。

げになるのには、こちゅうちょにもの
道、あるいは工業用水あるいは電気、
いうようなものの費用のアロケーシ
ンの問題もござりますので、微妙な問
題も実は生ずる、ところ私は思いま
が、しかし申し上げたいことは、河野
農林大臣御就任以来非常に畜産に御注
心で、ことに食糧の問題の解決につい
ても総合的増産でいきたいということは、
を常に口をきわめて言うておられる。
これも御趣旨は賛成なんあります
が、どうも農林省のみならず各局に問
連しておりますと、實は盲点になつてお
るわけなんですね。言われてはいるが
れども適確に進めていくといふことは、
なかなか困難であり、ことに自給飼料画
面に至りましたは盲点中の盲点であ
ると私は思う。そこで、こういう際
に、やはり公團の開発の総合計画の
中には、はつきりお入れになつて、
これでどれくらいの自給飼料ができ
て、そうしてどれくらいの畜産の増加量
になるといふようなことを、私はアロ
ケーションの問題には取り上げない方
がいいと思ひますけれども、計画と一
てはどうしてもお持ちになるべきじゃ
ないか。ことに、やがて基本計画等も
御設定にならなければならぬ際でもあ
りますし、それには、やはり関係者が
全部その頭になって進んでいくとい
ふことが必要であろうと存じますので、
この点の御配慮をわづらわしたいと存
じますので、一つ御所見をお伺いした
いと思います。

ります。よく研究さしまして御趣旨に沿うようにならいたしたいと思います。
○江田三郎君 ちょっと企画庁長官にお伺いしておきたいんですが、今、田中君が言われましたアロケーションの問題がありますが、このアロケーションのこまかい問題については事務当局の方から後ほど説明を聞きたいと思います。ただ、あなたの方で基本的にアロケーションの仕方にについてどうお考えになつておるかということをお聞きしておきたい。それは、たまたまこういうことにぶつかったのであります。今後これが一つの例になつて、今後起きてくるところのアロケーションの一つの基本になると思いますから。私がお聞きしたいのは、こういう事業といふものは長期にわたつて効果が出てくるわけで、その際アロケーションをするのに長期の見方をしておられるかどうか。たとえばここに経済効果のときに、農業関係でいきますと、米は九千五百円という見方をしておられる。しかししながら急に農林大臣が米の相場を下げられるということはございませんけれども、しかし一体世界の米麦の相場から見て、これが償還は、十五年先になつてもこういうものが保証できるかどうか。一方におきまして、水といふものの価値が——まあ水の価値といふものは、農業と工業という二つの關係した産業が、これからどういうよう技術的に進歩していくかということによって違うと思います。たとえば、工業が非常に進歩した場合には、水に対する負担は相当まだふやしても苦痛でない。しかしながら、農業の場合、水に対する負担をそよよとしていいほど急速な進歩は望めぬと思うのであり

まして、そういうときに、一体そういう長期の見方をどういうふうにされるかということなんですね。たとえば、どこで見ますと、第一、工業用水なりあるいは飲用水の問題につきましては、すでに名古屋市ほか関係如何町村と話し合がついて、二十三円に決定した、こういうように出ております。とにかく、これはもう一つの決定になつておりますが、そういう際に、ただいま私が申しましたような長期の見方からアロケーションといふものをお立てになつたのかどうかということをお尋ねしたいわけです。

○国務大臣(高橋達之助君) それは長期の計画から立てておりますが、現状におきましては、電力は幾らくらいに売れておるか、あるいは水道は幾らくらいに処理されていゝか、あるいは工業用水はどのくらいといふことは、今数字がはつきりわかつておるわけです。それで農業の方におきましては、従前、農民といふものは、水を使ふといふことにつきましては、なかなかこれに対する金を払うということについては、現状におきましてその訓練を受けておらないわけであります。従いまして、できるだけ農村の負担を少くするよう、軽くするような方法をとつていくようアロケーションをして参りたいと思います。

○委員長(江田三郎君) もう一ぺんお尋ねしておきますが、今簡単にそうおっしゃいますが、私ども内容をもう少し検討してみなければ、農業について特に軽く考えていいかどうかということはわかりません。たとえば農業の場合に、一体、収益の見方につきましても、基礎になるのが、統計調査の現

今までの報告をもとにしますと、正確なものは出来ないのです。そして、そういう問題をどう修正していくかということも考えなければなりません。そこで、そういうよろこびから問題につきましては、私どもは後ほど事務当局によくただしたいと思いますが、ここに書いてあるところのアロケーションといふものは、一つの確定的なもの、最終的なものをお見えになっておられますか。それとも今後そういう問題につきましては、学識経験者などを加えて再検討される一つの案にすぎない、こういうことなんでござりますか。その点はどうでございますか。

○政府委員(渡部伍良君) 総合開発の各事業に対する費用の分担は、その基準に関する政令を昭和二十七年に定めまして、それに基いてやっておるのであります。そのときに、これは長い将来にわたる考慮というものを実際問題としてはやつておりますけれども、果してこれをどういうふうに取り入れるかということについては、いろいろ問題があるのです。経済学上可能な限りにおいてのそういう考慮は入れております。その後、農産物の見方なり、あるいは電力料金の見方等については、局部的な修正を加えておりますが、大きい変化はしておりません。さように考えております。

○委員長(近田三郎君) これはちょっとまだ、どうにもならぬので、たとえばどこで工業用水はいくら、飲用水はいくらなど、うようじて書いてあるの

す。すべて工業用水については六円五
十銭ということで合議の上で決定した
といふことが書いてある。ところが、
私たちはこれに一つの疑問を持つてお
るわけです。というのは、だんだんと
今まで地下水に依存しておった工業用
水といふものが、地下水といふものに
限度がある。一方において工業とい
うものは非常な長足な進歩をしていく。
今後水が足らぬようになればなるほ
ど、工業用水の価値というものは上つ
てくる。また工業が急速に進歩してい
けばいくほど工業用水の必要度とい
うものはあえるわけなんです。そこで、
そういう長期の見方ということに対し
て、私どもは今までの総合開発のほう
のアロケーションの仕方に多少の疑義
を持つておるのですが、これはさらに
事務当局からこまかに伺いますが、た
だここに出しておるところのアロケー
ションといふものは、段階としては最
終的なものとしてお出しになつて
いるのか、さらに検討して妥当なところへ
落ちつかせる一つの原案としてお出し
になつておるのか、その点はどうかと
いうことなんですね。

○國務大臣(高橋達之助君)

これは、
将来私は、工業用水といふものは、現
在、東京においても名古屋においても、
地下水を使っておりますが、これは非
常に大きな問題でありまして、その土
地が沈下するといふような大きな問題
があります。この意味におきまして、
工業用水を地下水に求めるということ
は逐次やめなければならぬ。そういう
ことに相なりますと、水道の用水に
よつて工業用水をまかなうといふこと
は非常に重要な役割をなしてくる。
こう存じます。将来におきまして、そ

の点が明らかになったときに、当然こ
れはよく検討を加えまして、アロケー
ションを変をなければならぬものと考
えております。

○委員長(江田三郎君)

将来において
お考えになるのはいいですが、今一応
これで農家の負担といふものはきまつ
てくるわけです。年々何ほど償還する
かということがきまつてくるじゃない
かと思うのですが、もうどこへ出して
おるもの最終的なものとお考えになつ
っておるのか、あるいは公団が不足
に關係者なり学識経験者なりを加えて
てこれらについても十分に検討を加
え、必要によつては修正を加えていか
れるところ、ことなのが、どちらかと
いうことをお尋ねしておるわけです。

した速記録に反しない答弁をさらに関
係閣僚でまとめていただきまして、明
日そのお答えを聞きまして、そのとき
に、もう少し関係大臣について基本的
な審議をいたすことにして、本日はこれ
で散会いたします。

午後五時三十分散会

七月二十二日本委員会に左の案件を付
託された。

一、漁港法第十七条第二項の規定に
基き、漁港整備計画の改正につい
て承認を求める件(予備審査の
ための付託は七月十五日)

一、農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案(予備審
査のための付託は七月二十一日)

て、水道水は非常に違うわけであります。今度とつたのは、戦後の物価騰貴
のものと戦後の建設のものによりまし
て、大体二十円が二十五円あり
ますので、その中間をとつておる、こ
ういふことであります。

○國務大臣(河野一郎君)

今御指摘
ただきました資料として提出してあり
ますものは、計画を立てまする計算の
基礎として取つたものでございまし
て、それを最終的に決定して、そして
それぞれの負担を決定いたします場合
には、あらためてよく調査検討を加え
まして、最終的に決定をいたすことにつ
いて、いたしておる次第でございます。

今後の資金問題につきまして、閣議で